

# 資料編

---

# 目 次

---

## 1 防災組織に関する資料

1-1	屋久島町防災会議条例	1
1-2	屋久島町防災会議委員名簿	2
1-3	屋久島町災害対策本部条例	3
1-4	防災関係機関	4
1-5	自主防災組織	6

## 2 広域応援・自衛隊の災害派遣等に関する資料

2-1	鹿児島県内消防相互応援協定	7
2-2	鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定	10
2-3	屋久島町と鹿児島市との救急業務応援協定	12
2-4	屋久島町と霧島市との救急業務応援協定	13
2-5	屋久島町と鹿児島県建設業協会屋久島支部との応急対策業務に関する協定	14
2-6	屋久島町と屋久島電気設備協同組合との応急対策業務に関する協定	16
2-7	屋久島町と西日本電信電話(株)との特設公衆電話の設置・利用に関する協定	18
2-8	屋久島町と屋久島警察署との警察署使用不能時における施設提供に関する協定	20
2-9	屋久島町と鹿児島県LPガス協会熊毛支部との応急生活物資(LPガス等)の供給に関する協定	21
2-10	鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	22
2-11	屋久島町と熊本県菊陽町との災害時の相互応援に関する協定	24
2-12	災害時における消防用水等の供給支援に関する協定書	25
2-13	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	26
2-14	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	28
2-15	自衛隊災害派遣(撤収)要請	30

## 3 危険箇所等に関する資料

3-1	土石流危険渓流Ⅰ	32
3-2	土石流危険渓流Ⅱ	35
3-3	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	38
3-4	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	40
3-5	山腹崩壊危険地区	42
3-6	崩壊土砂危険地区	42
3-7	建築基準法に基づく災害危険区域	43
3-8	交通途絶予想箇所	44
3-9	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等	45

## 4 避難に関する資料

4-1	指定避難所一覧	59
4-2	福祉避難所一覧	60
4-3	指定緊急避難場所一覧	61
4-4	避難経路一覧	63
4-5	孤立化集落対策マニュアル	66
4-6	災害時要援護者の避難支援ガイドライン	68
4-7	口永良部島に接岸・着岸可能な第十管区海上保安本部の巡視船艇(鹿児島県のみ)	70

4-8	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	71
<b>5 気象等観測に関する資料</b>		
5-1	注意報・警報及び気象情報の発表	72
5-2	特別警報の発表基準	74
5-3	雨量観測所	75
<b>6 通信に関する資料</b>		
6-1	防災行政無線の整備状況	76
<b>7 食糧・応急住宅・水道等に関する資料</b>		
7-1	食糧（主食米）の調達先	77
7-2	水道施設の概要	77
7-3	給水資機材等の整備状況	78
<b>8 消防・危険物施設等に関する資料</b>		
8-1	消防団の組織	79
8-2	消防団の定員及び装備状況	80
8-3	危険物施設状況	81
<b>9 医療・衛生に関する資料</b>		
9-1	医療機関	84
9-2	ごみ・し尿収集運搬車	84
9-3	廃棄物・し尿処理施設	85
9-4	火葬場	85
<b>10 輸送に関する資料</b>		
10-1	救援物資等集積場所	86
10-2	ヘリコプター緊急時離着陸場予定地	86
10-3	緊急通行車両事前届出書及び届出済証	87
<b>11 その他の資料</b>		
11-1	救助の実施程度，方法及び期間一覧表	88
11-2	指定（登録）文化財一覧	91
11-3	近年の屋久島での主な気象災害	93

# 1 防災組織に関する資料

## 1-1 屋久島町防災会議条例（平成19年10月1日条例第195号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、屋久島町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 屋久島町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 鹿児島県の知事の部内の職員
  - (3) 鹿児島県警察の警察官
  - (4) 熊毛地区消防組合の職員
  - (5) 副町長、教育長
  - (6) 町長部局の職員
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - (9) 公共的団体の役員又は職員
- 6 前項の委員の定数は20人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、屋久島町の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

（報酬及び費用弁償）

第6条 会長及び委員に対する報酬は、支給しない。ただし、会議及び当該事項の要した日数に対する費用の弁償は、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年屋久島町条例第43号）を適用する。

附 則

この条例は、公布の日からから施行する。

1 - 2 屋久島町防災会議委員名簿

(令和3年4月1日委嘱)

No.	役 職	根 拠	根拠詳細
1	屋久島町長	第3条第2項	会長（町長）
2	屋久島森林管理署長	5項1号	指定地方行政機関
3	熊毛支庁屋久島事務所長	5項2号	県職員
4	屋久島警察署長	5項3号	県警察職員
5	熊毛地区消防組合屋久島北分遣所長	5項4号	熊毛地区消防組合職員
6	熊毛地区消防組合屋久島南分遣所長	5項4号	熊毛地区消防組合職員
7	屋久島町副町長	5項5号	副町長
8	屋久島町教育長	5項5号	教育長
9	総務課長	5項6号	町部局の職員
10	政策推進課長	5項6号	町部局の職員
11	産業振興課長	5項6号	町部局の職員
12	町民課長	5項6号	町部局の職員
13	生活環境課長	5項6号	町部局の職員
14	健康長寿課長	5項6号	町部局の職員
15	建設課長	5項6号	町部局の職員
16	電気課長	5項6号	町部局の職員
17	福祉支援課長	5項6号	町部局の職員
18	屋久島町消防団長	5項7号	消防団長
19	屋久島電工(株) 取締役 事業管理部長	5項8号	特定地方公共機関
20	社会福祉協議会事務局長	5項9号	指定公共的団体の役職員

### 1－3 屋久島町災害対策本部条例（平成19年10月1日）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、屋久島町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-4 防災関係機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
<b>■ 県</b>		
鹿児島県危機管理防災局危機管理課	099-286-2256	鹿児島市鴨池新町10-1
熊毛支庁総務企画課	0997-22-0001	西之表市西之表7590
熊毛支庁屋久島事務所	0997-46-2211	屋久島町安房650
屋久島保健所	0997-46-2024	屋久島町安房650
<b>■ 警察・消防</b>		
屋久島警察署	0997-46-2110	屋久島町安房304-42
熊毛地区消防組合屋久島北分遣所	0997-42-0119	屋久島町宮之浦1593-3
熊毛地区消防組合屋久島南分遣所	0997-47-2125	屋久島町尾之間156
<b>■ 指定地方行政機関</b>		
九州農政局	099-222-0121	鹿児島市小川町3-64
九州森林管理局屋久島森林管理署	0997-46-2111	屋久島町安房166-5
九州運輸局鹿児島運輸支局	099-222-5660	鹿児島市泉町18-2
九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所	092-476-3544	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
大阪航空局鹿児島空港事務所	0995-58-4440	霧島市溝辺町麓字838
鹿児島地方気象台	099-250-9911	鹿児島市東郡元町4-1鹿児島第2地方合同庁舎
鹿児島海上保安部	099-222-6680	鹿児島市泉町18-2-50
種子島海上保安署	0997-22-0118	西之表市西之表16314-6
<b>■ 自衛隊</b>		
陸上自衛隊第12普通科連隊（国分自衛隊）	0995-46-0350	霧島市国分福島2-4-14
海上自衛隊第1航空群（鹿屋自衛隊）	0994-43-3111	鹿屋市西原3-11-2
<b>■ 指定公共機関及び指定地方公共機関</b>		
日本郵政公社鹿児島中央郵便局	099-252-4188	鹿児島市中央町1-2
西日本電信電話(株)鹿児島支店	099-227-9689	鹿児島市松原町4-26
NTTドコモ(株)鹿児島支店	099-805-7531	鹿児島市加治屋町18-5
ソフトバンクモバイル株式会社		福岡市博多区博多駅東2丁目6-1
KDDI(株)九州総支社		福岡市博多区博多駅前1丁目2-5
日本銀行鹿児島支店	099-259-3231	鹿児島市上之園町5-15
日本赤十字社鹿児島県支部	099-252-0600	鹿児島市鴨池新町1-5
日本放送協会鹿児島放送局	099-253-6615	鹿児島市天保山町19-20
九州電力(株)鹿児島支店	099-285-5268	鹿児島市与次郎2-6-16
九州電力(株)熊毛営業所	0997-22-1311	西之表市鴨女町211-1
種子屋久農業協同組合（電気事務所）	0997-47-2629	屋久島町尾之間351
安房電気利用組合	0997-46-2053	屋久島町安房160-10
日本通運(株)鹿児島支店	099-226-6111	鹿児島市浜町1-8
(社)鹿児島県トラック協会	099-261-1167	鹿児島市谷山港2-4-15
日本エアコミュニティー株式会社	0995-58-2151	霧島市溝辺町麓787-4
折田汽船株式会社	099-226-0479	鹿児島市南林寺町30-15

いわさきコーポレーション株式会社	099-259-2888	鹿児島市山下町9-5
コスモライン株式会社	099-226-6628	鹿児島市住吉町15-11
屋久島電工株式会社	0997-42-0111	屋久島町宮之浦939
熊毛地区医師会	0997-23-2548	西之表市栄町2
熊毛郡歯科医師会	0997-42-2248	屋久島町宮之浦197
■その他		
種子屋久農業協同組合	0997-47-2211	屋久島町尾之間351
屋久島町漁業協同組合	0997-46-3116	屋久島町安房136
屋久島町商工会	0997-42-0159	屋久島町宮之浦288
屋久島観光協会	0997-49-4010	屋久島町小瀬田310-1
屋久島町社会福祉協議会	0997-42-2711	屋久島町宮之浦2467-19
屋久島森林組合	0997-49-1010	屋久島町宮之浦277-29



1-5 自主防災組織

(令和5年3月1日現在)

地区名	組織数	自主防災組織 の管内人口	自主防災組織 の管内世帯数	組織されている 地域の世帯数	組織率 (%)
長峰	1	397	215	215	100.0
小瀬田	1	411	221	221	100.0
榑川	1	106	58	58	100.0
楠川	1	407	227	227	100.0
宮之浦	1	2,784	1,461	1,461	100.0
志戸子	1	282	164	164	100.0
一湊	1	517	311	311	100.0
吉田	1	130	74	74	100.0
永田	1	360	221	221	100.0
本村	1	96	62	62	100.0
湯向	1	10	8	8	100.0
永久保	1	130	76	76	100.0
船行	1	234	126	126	100.0
松峰	1	523	280	280	100.0
安房	1	934	526	526	100.0
春牧	1	902	472	472	100.0
平野	1	258	149	149	100.0
高平	1	163	85	85	100.0
麦生	1	280	163	163	100.0
原	1	455	237	237	100.0
尾之間	1	710	410	410	100.0
小島	1	186	99	99	100.0
平内	1	632	350	350	100.0
湯泊	1	180	109	109	100.0
中間	1	205	115	115	100.0
栗生	1	410	255	255	100.0
合計	26	11,702	6,474	6,474	100.0

## 2 広域応援・自衛隊の災害派遣等に関する資料

### 2-1 鹿児島県内消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下〔法〕という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

(ブロック区分及び代表消防本部等)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防本部を選任するものとする。

2 県内を5ブロックに区分し、区分したブロックごとにそれぞれ幹事消防本部を選任するものとする。

3 代表消防本部及び幹事消防本部は、それぞれを代行する消防本部を選任するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

(1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの

(2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害

(3) 石油コンビナート指定地域災害

(4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの

(5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生した場合、応援を要請する市町村等の長（以下〔要請側市町村等の長〕という。）は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して1の応援隊を登録することができるものとする。

(応援要請)

第6条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じた場合に行うものとする。

(1) 災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。

(2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

(応援要請の種別)

第7条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

(1) 第1要請 隣接市町村等の中で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分されたブロック内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第2要請 第1要請における消防力では災害防ぎよが困難な場合に、第1要請に加えて他のブロックの市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第8条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、要請側市町村等の長が、第1要請についてはブロック内の幹事消防本部（以下「ブロック幹事消防本部」という。）を通じてブロック内の市町村等に対し、第2要請についてはブロック幹事消防本部を通じて代表消防本部に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、代表消防本部を通じて第2要請を行うことができるものとする。

2 第2要請を受けた代表消防本部は、各ブロック幹事消防本部を通じて応援要請を行うものとする。

3 応援要請を行う場合は、次に掲げる事項を明確にしなければならないものとする。

(1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況

- (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
- (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
- (5) 使用無線系統
- (6) その他必要な事項

4 要請側市町村等の長が応援要請を行った場合は、直ちに県及び代表消防本部に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 応援要請を受けた市町村等の長(以下「応援側市町村等の長」という。)は応援隊を派遣するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定した場合又はやむを得ない理由により要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部を通じて要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部及び代表消防本部を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。

3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

4 代表消防本部、ブロック幹事消防本部並びにそれぞれを代行する消防本部(以下「代表消防本部等」という。)の属する応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待ついとまがないと認められるときは、先行調査のため必要な消防隊(以下「先遣隊」という。)を派遣することができるものとする。

5 前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

(応援の中断)

第10条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側市町村等の都合により先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第11条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第12条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

(1) 応援側市町村等の負担する費用

- ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
- イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
- ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

(2) 要請側市町村等の負担する費用

- ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
- ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

(3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

- ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- ウ 協定に定めのない経費

2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続は、応援側市町村等において行うものとする。

(航空消防応援)

第13条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱及び鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定によるものとする。

(協定の効力)

第14条 この協定は、平成30年12月20日からその効力を生じるものとする。

(改廃)

第15条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等(以下「協定市町村等」という。)の長の協議により行うものとする。

(委任)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書52通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成30年12月20日

記名押印〔略〕

## 2-2 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、鹿児島県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、鹿児島県が所有する消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、鹿児島県防災航空センター所長に電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとし、後日、鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領第5第2項の鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、鹿児島県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、鹿児島県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、鹿児島県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成10年6月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保持する。

平成10年6月26日

記名押印〔略〕

## 2-3 屋久島町と鹿児島市との救急業務応援協定

鹿児島市（以下「甲」という。）と屋久島町（以下「乙」という。）との救急業務応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の管轄区域内（以下「区域内」という。）に発生した救急災害について甲が乙に応援することを目的とする。

（救急業務の責任）

第2条 区域内および鹿児島市到着までの救急業務の責任は乙が負うものとし、甲はこの協定に基づき救急活動を直接担当するものとする。

（救急出場）

第3条 甲は、区域内の救急災害について、乙から救急出場要請を受けたときは、自己管轄区域内の業務に支障がない限り直ちに救急隊を出場させるものとする。

（費用負担）

第4条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 応援における隊員の諸手当及び需要費等は、乙の負担とする。

(2) 応援に際し発生した人身及び物損事故等による補償費その他の費用の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めない事項その他の協定に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、本書式通を作成し、甲乙それぞれ壺通を所持するものとする。

平成19年10月1日

記名押印〔略〕

## 2-4 屋久島町と霧島市との救急業務応援協定

霧島市（甲）と屋久島町（乙）との救急業務応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の管轄区域内（以下「区域内」という。）に発生した救急災害について甲が乙に応援することを目的とする。

（救急業務の責任）

第2条 区域内及び鹿児島空港到着までの救急業務の責任は乙が負うものとし、甲はこの協定に基づき救急活動を直接担当するものとする。

（救急出場）

第3条 甲は鹿児島空港よりの傷病者搬送について乙から救急出場要請を受けたときは、自己管轄区域内の業務に支障がない限り直ちに救急隊を出場させるものとする。

（費用負担）

第4条 応援に要した費用は次に掲げる方法によるものとする。

（1） 応援における隊員の諸手当及び需要費等は乙の負担とする。

（2） 応援に際し発生した人身及び物損事故等による補償費、その他の費用の負担については甲乙協議のうえ定める。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項、その他の協定の実施に関し必要な事項は甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、本書2通を作成し甲乙それぞれ1通を所持するものとする。

平成19年10月1日

記名押印〔略〕



## 2-5 屋久島町と鹿児島県建設業協会屋久島支部との応急対策業務に関する協定

屋久島町（以下「甲」という。）と鹿児島県建設業協会屋久島支部（以下「乙」という。）とは、大規模な風水害、火山災害及び震災等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又はその恐れがある場合に、乙の会員が社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設、都市施設及び農林水産施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害発生時等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙の会員に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 乙は、この協定の締結に関し、乙の会員を代表するものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次の各号に定めるいずれかの場合に、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し文書により協力を要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書で要請するものとする。

（1）大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、屋久島町災害対策本部が設置された場合

（2）前号に定める場合のほか、大規模災害が発生する恐れがあり、甲が乙の会員の協力が必要であると認めた場合

2 乙は、前項に規定する協力要請があったときは、乙の会員が保有する稼働可能な建設資材及び労力等を勘案して、応急対策業務に従事可能な乙の会員を甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定による乙からの連絡に基づき、応急対策業務を実施する乙の会員を選定し、当該会員に対して業務内容の詳細を指示するものとする。

4 乙及び乙の会員は、第1項に規定する協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙の会員に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

（1）公共土木施設等の災害情報及び被害状況の調査、収集及び甲に対する報告

（2）公共土木施設等からの障害物の除去及び応急の復旧

（3）その他甲が必要と認める業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、第2条第1項に規定する協力要請に迅速かつ確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙の会員は、第3条第2号及び第3号に規定する応急対策業務を実施した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条に規定する応急対策業務のうち、第1号の実施に要する費用については、当該業務を実施する乙の会員が負担するものとし、第2号及び第3号の実施に要する費用については甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の金額は、甲の積算基準により算出した額を基準として、甲及び当該業務を実施する乙の会員が協議して定めるものとする。

（第三者等に対する損害）

第7条 乙の会員が応急対策業務の実施に伴い甲及び第三者に損害を与えたときは、当該業務を実施した乙の会員の責めに帰すべき自由によるものを除き、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議してその賠償を行うものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法令等に基づく災害補償について、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第10条 乙の会員が、第2条第1項に規定する協力要請によらず、甲と別に締結した契約等に基づき応急対策業務を実施する場合は、この協定の規定は適用しないものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年6月13日

記名押印〔略〕

## 2-6 屋久島町と屋久島電気設備協同組合との応急対策業務に関する協定

屋久島町（以下「甲」という。）と屋久島電気設備協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模な風水害、火山災害及び震災等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又はその恐れがある場合に、乙の会員が社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設、都市施設及び農林水産施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害発生時等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙の会員に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 乙は、この協定の締結に関し、乙の会員を代表するものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次の各号に定めるいずれかの場合に、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し文書により協力を要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書で要請するものとする。

（1）大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、屋久島町災害対策本部が設置された場合

（2）前号に定める場合のほか、大規模災害が発生する恐れがあり、甲が乙の会員の協力が必要であると認めた場合

2 乙は、前項に規定する協力要請があったときは、乙の会員が保有する稼働可能な建設資材及び労力等を勘案して、応急対策業務に従事可能な乙の会員を甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定による乙からの連絡に基づき、応急対策業務を実施する乙の会員を選定し、当該会員に対して業務内容の詳細を指示するものとする。

4 乙及び乙の会員は、第1項に規定する協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙の会員に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

（1）公共土木施設等の災害情報及び被害状況の調査、収集及び甲に対する報告

（2）公共土木施設等からの障害物の除去及び応急の復旧

（3）その他甲が必要と認める業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、第2条第1項に規定する協力要請に迅速かつ確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙の会員は、第3条第2号及び第3号に規定する応急対策業務を実施した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条に規定する応急対策業務のうち、第1号の実施に要する費用については、当該業務を実施する乙の会員が負担するものとし、第2号及び第3号の実施に要する費用については甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の金額は、甲の積算基準により算出した額を基準として、甲及び当該業務を実施する乙の会員が協議して定めるものとする。

（第三者等に対する損害）

第7条 乙の会員が応急対策業務の実施に伴い甲及び第三者に損害を与えたときは、当該業務を実施した乙の会員の責めに帰すべき自由によるものを除き、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議してその賠償を行うものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法令等に基づく災害補償について、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第10条 乙の会員が、第2条第1項に規定する協力要請によらず、甲と別に締結した契約等に基づき応急対策業務を実施する場合は、この協定の規定は適用しないものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年5月2日

記名押印〔略〕

## 2-7 屋久島町と西日本電信電話(株)との特設公衆電話の設置・利用に関する協定

鹿児島県屋久島町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社鹿児島支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、特設公衆電話を設置し、被災者等の通信の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定書に規定する「災害の発生」とは、災害発生時または、災害が発生するおそれがあり甲において避難所開設を行う必要がある場合、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（通信設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）や保安器、引込線とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する屋内配線や保安器、引込線の設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生した場合など、甲と乙連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（利用の終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、乙に対し撤去した施設場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設した場合を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合の撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年6月21日

記名押印〔略〕

## 2-8 屋久島町と屋久島警察署との警察署使用不能時における施設提供に関する協定

屋久島町（以下「甲」という。）と屋久島警察署（以下「乙」という。）は、屋久島において大規模な災害等が発生し、乙の庁舎が損壊等により使用不能となった場合（以下「警察署使用不能時」という。）に、甲の管理する施設の一部を乙の仮庁舎として使用すること（以下「施設提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、警察署使用不能時において、警察機能の持続及び回復を図るため、施設提供について必要な事項を定めるものとする。

（施設提供の要請）

第2条 乙は、警察署使用不能時に、施設提供を求める必要が生じたときは、甲に対し、要請日時、使用目的、使用期間の見込み等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（施設提供の協力）

第3条 甲は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲において施設提供について積極的に協力するものとする。

2 施設提供の対象となる甲の施設は、次のとおりとする。

- (1) 屋久島町役場尾之間支所（熊毛郡屋久島町尾之間 157 番地）
- (2) 屋久島町役場安房支所（熊毛郡屋久島町安房 187 番地 1）
- (3) その他甲及び乙の協議により指定する施設

（施設の適切な管理）

第4条 乙は、甲の施設の一部を仮庁舎として使用するに当たっては、乙の責任において当該施設の一部を適切に管理するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用する間における光熱水費その他の施設の使用上必要な経費の負担は、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（使用期間）

第6条 甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用できる期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（施設の明け渡し）

第7条 乙は、甲の施設の一部の使用を終了したときは、当該施設の一部を原状に回復し、甲の確認を受けた後、明け渡すものとする。

（損害賠償）

第8条 乙の使用に伴う甲の施設、備品等の損壊、滅失等については、乙の責任において速やかに原状回復又は損害賠償するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（連絡担当者）

第10条 甲及び乙の連絡担当者は、甲にあつては総務課長、乙にあつては警備課長とし、相互に連携を図るものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名、押印の上、各自その1通を所持する。

平成28年8月5日

記名押印〔略〕

## 2-9 屋久島町と鹿児島県LPガス協会熊毛支部との応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定

屋久島町（以下「甲」という。）と鹿児島県LPガス協会熊毛支部（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な応急生活物資（LPガス等）（以下「LPガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、LPガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能なLPガス等の供給を要請することができる。

（1） 屋久島町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり避難所又は仮設住宅の設置を決定した場合。

（要請の方法）

第2条 第1条の要請は、災害時協力支援要請書（別紙1）をもっておこなうものとする。

ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 第1条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

（LPガス等の指定）

第4条 この協定の対象となるLPガス等は、LPガス、容器（LPガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

（LPガス等の運搬、引渡し）

第5条 LPガス等の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。甲は引渡し場所に職員を派遣し、LPガス等を確認のうえ引き取るものとする。

（費用負担）

第6条 乙が供給したLPガス等の費用負担は、以下のとおりとする。

（1） 臨時の避難所への供給に係る経費は、乙が負担する。

（2） 仮設住宅が建設され、入居が開始された後の経費は、入居者負担とする。

（3） （2）に関わる設備費（工事費）に関しては、甲が負担する。

（担当者等の報告）

第7条 甲と乙は、担当者連絡先報告書（別紙3）により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車輛の通行）

第8条 甲は、乙がLPガス等を運搬する際には、車輛を緊急又は優先車輛として通行できるよう支援するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

（効力）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年3月25日

記名押印〔略〕



## 2-10 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1項に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 以下に掲げる物資等の提供及びあっせん
  - ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材
  - イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
  - ウ 救助活動に必要な車両、船艇等
- (2) 救護及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣
- (3) 以下に掲げる施設等の提供
  - ア 被災者の一時収容のための施設
  - イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線、電話等により要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援項目の種類及び内容
  - ア 第2条第1号に掲げる物資等の提供及びあっせん  
物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間
  - イ 第2条第2号に掲げる職員の派遣  
職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間
  - ウ 第2条第3号アに掲げる施設等の提供  
被災者数、移送方法、移送日時、収容期間
  - エ 第2条第3号イに掲げる施設・車両等の提供  
依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の順序)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次の順序により応援を要請するものとする。

- (1) 隣接市町村に対し応援要請する。
- (2) 発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられ、市町村を所管する県災害対策支部又は地域連絡協議会（以下「県支部等」という。）での対応が可能と考えられる場合、被災市町村を所管する県支部等に対し応援要請する。
- (3) 被災の状況によっては、県災害対策本部又は危機管理防災課（以下「県本部等」という。）に直接応援要請をすることができるものとする。

(県支部等の応援要請)

第5条 県支部等は、前条第2号の応援要請に基づき、自ら応援を行うとともに応援可能な管内市町村に対し応援要請を行う。

2 県支部等は、県支部等による応援では対応できないと考えられる場合、県本部等に対し応援要請を行い、県本部等は、自ら応援を行うとともに応援可能な県内市町村に対し応援要請を行う。

(自主応援)

第6条 被災市町村又は県支部等若しくは県本部等から応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、緊急の応援を行う必要を認めた市町村は、第3条による被災市町村からの応援要請を待たずに、自主的に応援を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、応援を行う市町村は、応援内容をあらかじめ電話等により被災市町村に連絡するとともに、被災市町村を管轄する県支部等に対し、応援の内容を報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 県又は市町村が第2条に基づく応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 第6条の自主応援に関する経費については、応援を行った市町村と被災市町村が、その都度協議する。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、応援項目ごとの応援可能量など必要な情報等を相互に交換するよう努める。

(職員の公務災害補償)

第9条 応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めによるものとする。

(補則)

第10条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町村が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

## 附 則

1 この協定は、平成19年6月27日から施行する

2 この協定の締結を証するため、知事、各市町村長から委任を受けた鹿児島県市長会会長及び鹿児島県町村会会長が記名押印の上、各1通を保管し、各市町村長はその写を保管するものとする。

平成19年6月27日

記名押印〔略〕

## 2-1-1 屋久島町と熊本県菊陽町との災害時の相互応援に関する協定

鹿児島県屋久島町及び熊本県菊陽町（以下「両町」という。）は、平成27年口永良部島新岳噴火及び平成28年熊本地震における災害対応の経験を踏まえ、また、姉妹都市としてのこれまで育んできた絆をより深めるため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時の相互援助活動に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両町の区域において法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における相互の援助活動（以下「応援」という。）について必要な事項を定めることにより、災害応急対策及び復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請しようとする町（以下「応援要請町」という。）は、前条各号のうち必要な事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに別紙1を送付するものとする。

（応援の実施）

第4条 応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、可能な範囲においてこれに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、両町の区域内において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、応援要請を待たず自主的に応援出動をすることができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請町の負担とする。ただし、別に協議するところにより、応援要請町又は応援町の負担額を決めることができる。

（連絡担当部局）

第6条 両町は、あらかじめ相互応援協定のための連絡担当部局を別紙2のとおり定め、災害が発生したときは、相互に速やかに情報を交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、両町が協議して定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成29年（2017年）11月11日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、締結両町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年（2017年）11月11日

記名押印〔略〕

## 2-12 災害時における消防用水等の供給支援に関する協定書

屋久島町(以下「甲」という。)と株式会社 熊毛運輸(以下「乙」という。)との間において、災害時における消防用水等の供給支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙に行う消防用水や飲料水を除く生活用水(以下「用水」という。)の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定め、もって地域の減災に寄与することを目的とする。

(供給要請)

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合、乙に対して用水供給の支援を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、協力要請書(別記第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日、速やかに協力要請書を提出するものとする。

(支援の実施)

第3条 乙は、甲から支援の要請を受けたときは、可能な限り協力して支援業務にあたるものとする。

2 乙は、業務を実施する場合には、コンクリートミキサー車のフロントガラス内側に災害協力車両表示(別記第2号様式)を掲示するものとする。

(支援の報告)

第4条 乙は、前項の規定により支援を実施したときは、甲に対し、速やかに業務内容報告書(別記第3号様式)により、報告するものとする。

(費用負担)

第5条 乙は、供給業務に要する費用を甲に請求し、甲はこれを精査し支払うものとする。

(損害の担保)

第6条 供給業務により、第三者に損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決にあたるものとする。

(危険回避)

第7条 乙は、指定された場所への用水運搬が危険と判断した場合は、その危険を回避することができるものとする。

(訓練の実施)

第8条 乙は、この協定に基づく支援を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に参加要請があったときは、積極的に参加するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、第2条の規定による供給の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため連絡責任者を定め、通知するものとする。また、連絡責任者を変更したときも同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

(協定の効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(内容の変更)

第12条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年8月9日

記名押印〔略〕

## 2-13 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

屋久島町(以下「甲」という。)と屋久島町社会福祉協議会(縄文の苑及びこまどり館、以下「乙」という。)は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの(以下「要配慮者」※別表という。)を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(管理運営)

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1)要配慮者の相談などに応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2)要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3)福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求(第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(管理運営の期間)

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(費用等)

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1)介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
  - (2)要配慮者に要する食費
  - (3)その他、光熱水費、オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用
- 2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(協力体制)

第5条 乙は、福祉避難所の介助員及び福祉用具等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人(以下「協定締結法人」という。)に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要配慮者の受入れ等)

第6条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年2月28日

記名押印〔略〕

## 2-14 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

屋久島町(以下「甲」という。)と一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会(以下「乙」という。)は、災害の発生時における廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の行政区域内(以下「管内」という。)において災害が発生した場合に、甲が乙に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分(以下「処理等」という。)の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において対象とする「災害廃棄物」は、災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする。

(協力要請)

第3条 甲は、災害廃棄物について、その処理等が特に必要と判断したときは、乙に協力を要請するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から協力の要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 再利用及び再資源化に留意し、その分別に努めること。

3 乙は、前2項の規定にかかわらず、屋久島町域を含む広域市町村に及ぶ大規模災害が発生した場合は、鹿児島県と乙が平成21年5月26日に締結した「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」第3条の要請を優先するものとする。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、管内の被災及び復旧の状況等について、乙に必要な情報提供をするものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況について、甲に情報提供をするものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力を要請する場合は、次の事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 対象地区名
- (2) 処理すべき災害廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等
- (4) 協力希望日時
- (5) 収集及び処分の場所
- (6) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、会員が災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 対象地区名
- (2) 処理した災害廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等
- (4) 実施日時
- (5) 収集及び処分の場所
- (6) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する協力要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決定するものとする。

(災害補償)

第9条 乙は、乙の会員及び関係者を第6条の要請に基づく業務に従事させようとする時は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による保険に加入した者を充て、その者が当該業務に従事したことにより死亡、負傷、疾病又は障害の状態になった場合は、それを補償する。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては屋久島町生活環境課、乙においては一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要な資機材の確保可能台数等の状況について、毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙が協議して定める。

(適用)

第13条 この協定は、令和3年2月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、双方各1通を保有する。

令和3年2月1日

記名押印〔略〕



## 2-15 自衛隊災害派遣（撤収）要請

### 1 自衛隊災害派遣要請依頼書

第 号  
年 月 日

鹿児島県知事 様

屋久島町長 印

#### 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

#### 記

##### 1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

##### 2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

##### 3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

##### 4 その他参考となるべき事項

2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

第 号  
年 月 日

鹿児島県知事 様

屋久島町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

### 3 危険箇所等に関する資料

#### 3-1 土石流危険溪流Ⅰ

(平成22年3月現在)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均 溪床 (度)	保全対象				
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設 (棟)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
503 I -001	嶽之川	嶽之川	嶽之川3	叶	0.31	16	5	2		ホテル 九州電力嶽野川発電所	1.25
503 I -002	嶽之川	嶽之川	嶽之川2	叶	0.22	17	5	2		ホテル 九州電力嶽野川発電所	1.90
503 I -003	嶽之川	嶽之川	嶽之川1	叶	4.95	14	5	2		ホテル 九州電力嶽野川発電所	1.20
503 I -004	永田川	永田川	第1上叶川	叶	0.19	14	97	43		永田小中学校 民宿	0.00
503 I -005	永田川	永田川	第2上叶川	叶	0.10	16	47	21		永田小中学校 民宿	0.48
503 I -006	永田川	永田川	第4上叶川	叶	0.16	17	34	15			1.44
503 I -007	永田川	永田川	新町の小川	新町	0.24	19	68	30		永田果樹会館	1.31
503 I -008	永田川	土面川	土面川	向江	4.16	12	45	20		県道77号線	0.47
503 I -009	永田川	向江川	向江川	向江	0.15	7	11	5			1.03
503 I -010	その他	地藏下川	地藏下川	向江	1.95	12	0	0		県道77号線	0.00
503 I -011	その他	上村川	上村川	吉田	0.04	13	38	17			0.09
503 I -012	その他	上向川	上向川	吉田	0.03	13	68	30		吉田消防詰所 県道77号線	0.00
503 I -013	その他	吉田の小川	吉田の小川	吉田	0.12	17	75	33		吉田生活館 吉田郵便局	0.05
503 I -014	その他	コチャコ川	コチャコ川	吉田	0.30	17	20	9		県道77号線	0.00

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均 溪床 (度)	保全対象				
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設 (棟)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
503 I -015	一湊川	一湊川	白川山谷川 1	白川山	0.19	13	5	2		白川公民館 白川避難所	0.17
503 I -016	一湊川	一湊川	手宇都川	一湊	0.17	12	2	1		一湊中学校	0.00
503 I -017	その他	滝水川	滝水川	一湊	0.57	14	29	13		一湊駐在所 県道 77 号線	0.00
503 I -018	志戸子川	志戸子川	志戸子支溪	志戸子	0.07	19	7	3		志戸子公民館 志戸子消防詰所	2.36
503 I -019	宮之浦川	宮之浦川	西之川	宮之浦	0.17	6	115	51		宮之浦公民館 民宿	0.00
503 I -020	宮之浦川	宮之浦川	熊太郎川	小原町	0.07	15	36	16		県道 594 号線 民宿	0.00
503 I -021	宮之浦川	宮之浦川	古城川	小原町	0.12	13	77	34		県道 594 号線	0.00
503 I -022	城之川	城之川	城之川	楠川	3.24	14	14	6		県道 77 号線	0.00
503 I -023	その他	中之川	中之川	楠川	1.46	6	14	6		県道 77 号線	0.00
503 I -024	その他	加治屋川	加治屋川	小瀬田	0.56	7	16	7		ホテル 屋久島空港	0.56
503 I -025	その他	岩崎川	岩崎川	本村	0.20	11	43	19		口永良部出張所	0.00
503 I -026	湯向川	湯向川	湯向川	湯向	0.21	13	32	14		湯向公民館 民宿	0.00
504 I -001	その他	西之川	西之川	船行	0.09	7	67	29		県道 77 号線	0.00
504 I -002	安房川	安房川	千頭川	安房	0.14	34	0	0		屋久島電工発電所	0.00
504 I -003	その他	鳴子川	鳴子川	平野	0.79	14	12	5		県道 77 号線	0.00
504 I -004	その他	花揚川の小川	花揚川の小川	平野	0.09	14	12	5		県道 77 号線	0.92
504 I -005	その他	花揚川	花揚川	平野	2.13	14	0	0		県道 77 号線 平野公民館	0.80
504 I -006	その他	水無川	水無川	樋之口	0.31	17	16	7		県道 77 号線	0.49
504 I -007	その他	たか川	たか川	原	0.37	17	25	11		県道 77 号線	1.62
504 I -008	その他	泉川	泉川	原	0.21	11	25	11		寺 県道 77 号線	0.24

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均 溪床 (度)	保全対象				
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設 (棟)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
504 I -009	その他	泥落川	泥落川	原	0.31	11	18	8		県道 77 号線	0.64
504 I -010	その他	見返川	見返川	原	0.36	17	14	6		県道 77 号線	0.25
504 I -011	二又川	二又川	二又川	尾之間	2.64	17	32	14		県道 77 号線	0.50
504 I -012	その他	湯川	湯川	尾之間	0.23	14	30	13		県道 77 号線	0.12
504 I -013	その他	あさひ川	あさひ川	小島	0.17	7	25	11		岳南中学校 県道 77 号線	1.61
504 I -014	その他	しょうのう川	しょうのう川	恋泊	1.15	21	16	7		県道 77 号線	0.70
504 I -015	その他	椎之川	椎之川左支川	平内	0.40	22	9	4		県道 77 号線 八幡小学校	1.61
504 I -016	その他	平内川	平内川	平内	0.60	19	28	12		県道 77 号線	0.00
504 I -017	その他	下川	下川 1	平内	0.17	11	32	14		県道 77 号線	1.12
504 I -018	その他	下川	下川 2	平内	0.20	17	25	11		県道 77 号線	1.23
504 I -019	その他	湯泊川	湯泊川	湯泊	1.27	15	14	6		県道 77 号線	0.00
504 I -020	栗生川	栗生川	江之川	栗生	0.42	15	152	66		県道 77 号線	0.06
504 I -021	栗生川	栗生川	栗生第 3 小川	栗生	0.17	15	143	62		県道 77 号線	0.09
504 I -022	栗生川	栗生川	栗生第 4 小川	栗生	0.06	8	118	51		栗夫生活館 県道 77 号線	0.00
504 I -023	栗生川	栗生川	中之川	栗生	0.06	14	125	54		栗夫生活館 県道 77 号線	0.00
504 I -024	栗生川	栗生川	栗生第 2 小川	栗生	0.12	15	49	21		県道 77 号線 寺	0.00

### 3-2 土石流危険溪流Ⅱ

(平成 22 年 3 月現在)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均 溪床 (度)	保全対象			
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
503Ⅱ-001	その他	1ヶ川	1ヶ川	叶	0.52	13	2	1	県道 77 号線	0.30
503Ⅱ-002	その他	吉田谷川	吉田谷川	吉田	0.11	15	5	2	県道 77 号線	0.00
503Ⅱ-003	吉田川	吉田川	吉田川 1	吉田	1.97	11	5	2	県道 77 号線	0.00
503Ⅱ-004	吉田川	吉田川	吉田川 2	吉田	0.76	14	5	2	県道 77 号線	0.05
503Ⅱ-005	一湊川	一湊川	白川山谷川 4	白川山	0.06	15	2	1		0.00
503Ⅱ-006	一湊川	一湊川	白川山谷川 3	白川山	0.11	14	7	3		0.00
503Ⅱ-007	一湊川	一湊川	白川山谷川 2	白川山	0.44	15	7	3		0.00
503Ⅱ-008	一湊川	一湊川	白川山谷川 4	白川山	0.30	17	2	1		0.00
503Ⅱ-009	その他	尾田川	尾田川	志戸子	0.16	17	5	2		0.77
503Ⅱ-010	その他	深川	深川	深川	0.71	16	2	1	県道 77 号線	0.00
503Ⅱ-011	その他	湯ノ川	湯ノ川	楠川	0.97	16	9	4	県道 77 号線	0.00
503Ⅱ-012	その他	下牧野川	下牧野の小川	楠川	0.74	10	5	2	県道 77 号線	0.00
503Ⅱ-013	その他	新村川 2	新村川 2	新村	0.06	13	5	2		0.03
503Ⅱ-014	その他	新村川	新村川 1	新村	0.23	7	5	2		0.03
503Ⅱ-015	向江浜川	向江浜川	向江浜川 2	向江浜	0.23	10	9	4		0.00
503Ⅱ-016	向江浜川	向江浜川	向江浜川 1	向江浜	1.47	15	9	4		0.00
504Ⅱ-001	その他	西之川	船行川	船行	0.04	7	7	3	県道 77 号線	0.12
504Ⅱ-002	安房川	ナマン川	松峯谷川 1	松峯	0.09	11	7	3		0.32
504Ⅱ-003	安房川	ナマン川	松峯谷川 2	松峯	0.05	12	5	2		0.08

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均 溪床 (度)	保全対象			
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
504Ⅱ-004	安房川	ナマン川	松峯谷川 3	松峯	0.02	17	7	3		0.17
504Ⅱ-005	安房川	ナマン川	松峯谷川 4	松峯	0.02	11	5	2		0.04
504Ⅱ-006	安房川	安房川	滝の川	春牧	1.27	5	7	3		0.00
504Ⅱ-007	その他	神之川	神之川	春牧	0.39	11	5	2	県道 592 号線	0.00
504Ⅱ-008	その他	おみね川	おみね川	春牧	0.40	11	7	3	県道 77 号線	0.09
504Ⅱ-009	その他	戸瀬字川	戸瀬字川	平野	0.24	12	5	2	県道 77 号線	0.15
504Ⅱ-010	その他	琴川	琴川	樋之口	0.59	13	7	3	県道 77 号線	1.53
504Ⅱ-011	その他	猿川	猿川	樋之口	0.25	14	2	1	県道 77 号線	0.00
504Ⅱ-012	その他	たくま川	たくま川	高平	0.23	19	5	2	県道 77 号線	0.54
504Ⅱ-013	その他	ホトウ川	ホトウ川	高平	0.35	19	9	4	県道 77 号線	0.66
504Ⅱ-014	その他	津平川	津平川	高平	0.57	23	7	3	県道 77 号線	0.07
504Ⅱ-015	その他	石之川	石之川	高平	0.56	14	2	1	県道 77 号線	0.20
504Ⅱ-016	その他	笠松川	萩野川	麦生	0.27	12	5	2	県道 77 号線	0.93
504Ⅱ-017	その他	笠松川	笠松川	麦生	0.27	13	2	1	県道 77 号線	0.46
504Ⅱ-018	その他	もりの川	もりの川	麦生	0.30	16	2	1	県道 77 号線	1.06
504Ⅱ-019	鯛之川	鯛之川	鯛之川支流	麦生	0.22	17	2	1		0.00
504Ⅱ-020	その他	大石川	大石川	原	0.37	16	7	3	県道 77 号線	1.02
504Ⅱ-021	その他	月見川	月見川 2	尾之間	0.09	11	9	4	県道 77 号線	0.32
504Ⅱ-022	その他	月見川	月見川 1	尾之間	0.47	17	9	4	県道 77 号線	0.00
504Ⅱ-023	その他	花石川	花石川	城下	0.43	17	5	2	県道 77 号線	2.50
504Ⅱ-024	その他	旭川	旭川 1	城下	0.36	21	2	1	県道 77 号線	0.53
504Ⅱ-025	その他	旭川	旭川 2	城下	0.10	22	2	1	県道 77 号線	0.82
504Ⅱ-026	その他	大石川	大石川	城下	0.53	19	2	1	県道 77 号線	0.50

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均 溪床 (度)	保全対象			
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
504Ⅱ-027	中間川	中間川	中間川	中間	0.07	20	9	4		0.16
504Ⅱ-028	栗生川	栗生川	栗生第1小川	栗生	0.03	9	5	2	県道77号線	0.20



### 3-3 急傾斜地崩壊危険箇所 I

(平成 22 年 3 月現在)

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家 戸数 (戸)	公共的建物		公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
I 1 2368	向江	永田	100	63	6	16			町道	45				
I 1 2369	岡中道	一湊	150	45	30	3	一湊中学校		町道	100	河川	50		
I 1 2370	向江 2	一湊	590	30	132	92	一湊浄水場		町道	820				
I 1 2371	寺山	宮之浦	150	58	13	13			県道	50				
I 1 2372	松山	一湊	240	54	9	11	青少年研修センター		町道	160				
I 1 2373	濱土上	宮之浦	200	49	6	10			町道	200				
I 1 2374	旧寺山	宮之浦	530	44	11	17	寺	宮之浦公民館	町道	390				
I 1 2375	後町	楠川	250	45	13	12	神社		町道	70				
I 1 2376	古城屋敷	宮之浦	200	73	9	10			町道	100	河川	130		
I 1 4244	一湊	一湊	140	36	38	1	駐在所		県道	140				
I 1 4245	宮之浦 2	宮之浦	250	36	18	9			町道	40				
I 1 4246	宮之浦 3	宮之浦	200	31	16	13			県道	200	町道	180		
I 1 4247	宮之浦 6	宮之浦	220	34	30	12			町道	220	河川	70	県道	100
I 1 4248	宮之浦 7	宮之浦	300	38	27	12			町道	280				
I 1 4249	宮之浦 10	宮之浦	100	50	14	15			河川	100				

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共の建物			公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
I 1 4250	楠川 1	楠川	75	66	14	1	神社			町道	70				
I 1 4251	本村 2	口永良部島	380	63	8	8				河川	50				
I 1 4252	寝待	口永良部島	80	61	87	16				町道	80				
I 1 4255	宮之浦 5	宮之浦	170	36	23	6									
I 1 4637	本村 1	口永良部島	130	38	19	5	寺			町道	100	河川	50		
I 2 203	宮之浦 12	宮之浦	260	62	13	11									
I 1 2377	里町	安房	320	47	7	27	旅館			町道	225				
I 1 2378	向町	安房	250	76	6	5				県道	120	町道	220	河川 橋	1
I 1 2380	港	栗生	60	68	6	3	公民館			町道	80				
I 1 2381	野首	安房	280	53	5	10				町道	130				
I 1 4256	船行	船行	80	57	17	17	老人ホーム			町道	80	河川	80		
I 1 4257	栗生 1	栗生	150	57	20	1	栗生小学校								
I 1 4258	湯泊	湯泊	380	38	13	14				町道	350				
I 1 4259	安房 4	安房	70	54	8	3	神社	寺							
I 1 4260	安房 5	安房	350	72	15	40	安房公民館	安房郵便局	幼稚園	町道	440				
I 2 205	安房 7	安房	300	63	23	6	旅館			町道	70				

### 3-4 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

(平成 22 年 3 月現在)

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共施設					
							種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 4231	湯向 3	口永良部島	120	37	70	1	町道	100				
Ⅱ 1 4232	宮之浦 9	宮之浦	65	48	11	4	河川	60				
Ⅱ 1 4233	宮之浦 1	宮之浦	135	52	39	4	町道	100	河川	80	橋	1
Ⅱ 1 4234	宮之浦 4	宮之浦	50	66	12	1						
Ⅱ 1 4235	宮之浦 8	宮之浦	100	43	10	2						
Ⅱ 1 4236	宮之浦 11	宮之浦	125	60	11	3						
Ⅱ 1 4237	永田	永田	60	78	5	4	町道	40				
Ⅱ 1 4239	向江浜	口永良部島	190	37	33	1	町道	185				
Ⅱ 1 4240	田代	口永良部島	50	33	49	1						
Ⅱ 1 4279	湯向 1	口永良部島	180	42	46	4	町道	270				
Ⅱ 1 5480	湯向 2	口永良部島	180	32	46	3	町道	250				
Ⅱ 1 5441	安房 1	安房	65	50	46	4						
Ⅱ 1 4242	平野 2	安房	140	31	20	2	県道	90				
Ⅱ 1 4243	平野 4	安房	130	38	19	2						
Ⅱ 1 4244	栗生 2	栗生	60	30	20	2	町道	35				
Ⅱ 1 4245	上町	中間	80	53	11	3	町道	50				
Ⅱ 1 4246	尾之間	尾之間	100	53	9	1	町道	50				

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共施設					
							種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 4247	春牧 1	安房	140	41	66	4	河川	110	町道	140		
Ⅱ 1 4248	安房 2	安房	140	33	18	1	町道	140				
Ⅱ 1 4249	安房 3	安房	80	48	23	1						
Ⅱ 1 4250	安房 6	安房	25	30	11	1						
Ⅱ 1 4251	松峰 1	安房	50	33	34	1	河川	50				
Ⅱ 1 4252	安房 8	安房	100	59	31	3	町道	100				
Ⅱ 1 4253	高平 1	麦生	150	31	38	3	町道	100				
Ⅱ 2 351	平野 1	安房	60	50	6	1						
Ⅱ 2 352	平野 3	安房	50	49	5	1						

### 3-5 山腹崩壊危険地区

(令和3年3月現在)

番号	地区名	位置		番号	地区名	位置	
		大字	字			大字	字
505-0001	岩崎	口永良部	岩崎	505-0011	猿遊	永田	猿遊
505-0002	富田原	口永良部	富田原	505-0012	道上	吉田	道上
505-0003	チュウハガチ	口永良部	チュウハガチ	505-0013	上中間	口永良部島	上中間
505-0004	高山	一湊	高山	505-0012	火ノ山上	宮之浦	火ノ山上
505-0005	岡野	一湊	岡野	505-1001	下路面	栗生	下路面
505-0006	旧寺山	宮之浦	旧寺山	505-1002	上野首	安房	上野首
505-0007	中野	楠川	中野	505-1003	湯穴峯	安房	湯穴峯
505-0008	中町	楠川	中町	505-1004	向江野	安房	向江野
505-0009	道上	吉田	道上	505-1005	三本松	栗生	三本松
505-0010	折山ノ下	楠川	折山ノ下	505-1006	下谷口	栗生	下谷口

### 3-6 崩壊土砂危険地区

(令和3年3月現在)

番号	地区名	位置		番号	地区名	位置	
		大字	字			大字	字
505-0001	番屋ヶ峰	口永良部	番屋ヶ峰	505-0021	樋之宇都山	一湊	樋之宇都山
505-0002	早落	口永良部	早落	505-0022	川宇都北	一湊	川宇都北
505-0003	前平	口永良部	前平	505-0023	高揚岳	志戸子	高揚岳
505-0004	大森	口永良部	大森	505-0024	後琴	宮之浦	後琴
505-0005	星ノ峰	口永良部	星ノ峰	505-0025	後琴	宮之浦	後琴
505-0006	白辻野	口永良部	白辻野	505-0026	ヒトウタツ	楠川	ヒトウタツ
505-0007	ヘイスケチ	永田	ヘイスケチ	505-0027	トギノキ	楠川	トギノキ
505-0008	上山	永田	上山	505-0028	御岳道	楠川	御岳道
505-0009	上山	永田	上山	505-0029	中野	小瀬田	中野
505-0010	上山	永田	上山	505-0030	小副川	永田	小副川
505-0011	上山	永田	上山	505-0031	奥岳	一湊	奥岳
505-0012	半倉	永田	半倉	505-0032	足狩郷	宮之浦	足狩郷
505-0013	野牛	永田	野牛	505-0033	高土森	口永良部	高土森
505-0014	中山	永田	中山	505-0034	イゲ山野	口永良部	イゲ山野
505-0015	登立	吉田	登立	505-0035	早落シ	口永良部	早落シ
505-0016	篠竹	吉田	篠竹	505-0036	城ノ宇都	永田	城ノ宇都
505-0017	上村	吉田	上村	505-0037	柳峯	吉田	柳峯
505-0018	岩塚	吉田	岩塚	505-0038	駒走	口永良部島	駒走
505-0019	白川	吉田	白川	505-0039	駒走	口永良部島	駒走
505-0020	白川	一湊	白川	505-0040	白辻野	口永良部島	白辻野

番号	地区名	位置		番号	地区名	位置	
		大字	字			大字	字
505-0041	大山	口永良部島	大山	505-1022	丸山	平内	丸山
505-0042	駒走	口永良部島	駒走	505-1023	丸山	平内	丸山
505-1001	甲ヶ峰	栗生	甲ヶ峰	505-1024	大森	小島	大森
505-1002	後岳	栗生	後岳	505-1025	後山	小島	後山
505-1003	鳥帽子峰	中間	鳥帽子峰	505-1026	大猿	尾之間	大猿
505-1004	鳥帽子峰	中間	鳥帽子峰	505-1027	八窪	尾之間	八窪
505-1005	鳥帽子峰	中間	鳥帽子峰	505-1028	二ツ森	原	二ツ森
505-1006	鳥帽子峰	中間	鳥帽子峰	505-1029	岩屋口	原	岩屋口
505-1007	仁田峰	中間	仁田峰	505-1030	前岳	原	前岳
505-1008	デソタガミネ	中間	デソタガミネ	505-1031	前岳	原	前岳
505-1009	仁田峰	中間	仁田峰	505-1032	大石	麦生	大石
505-1010	仁田峰	中間	仁田峰	505-1033	小松	麦生	小松
505-1011	仁田峰	中間	仁田峰	505-1034	小松	麦生	小松
505-1012	大田尾	湯泊	大田尾	505-1035	中橋瀬ノ上	安房	中橋瀬ノ上
505-1013	大田尾	湯泊	大田尾	505-1036	樋ノ口	安房	樋ノ口
505-1014	大田尾	湯泊	大田尾	505-1037	樋ノ口	安房	樋ノ口
505-1015	大田尾	湯泊	大田尾	505-1038	於呂野	安房	於呂野
505-1016	大田尾	湯泊	大田尾	505-1039	西境	安房	西境
505-1017	大田尾	湯泊	大田尾	505-1040	大谷口	栗生	大谷口
505-1018	大田尾	湯泊	大田尾	505-1041	下川原	栗生	下川原
505-1019	板引出	湯泊	板引出	505-1042	前嶽	原	前嶽
505-1020	春田巻	湯泊	春田巻	505-1043	岩峰	平内	岩峰
505-1021	崩石	平内	崩石	505-1044	砂ヶ迫	口永良部島	砂ヶ迫

### 3-7 建築基準法に基づく災害危険区域【急傾斜地崩壊危険区域】

位置		面積 ha	指 定 年 月 日	備 考
町 名	地 区 名			
屋久島町	里町	1.77	S54.11.28	鹿児島県告示第1643号
〃	向町	1.40	S54.11.28	鹿児島県告示第1643号
〃	野首	1.89	S54.11.28	鹿児島県告示第1643号
〃	上町	0.68	H9.4.21	鹿児島県告示第699号
〃	松山	1.18	S54.11.28	鹿児島県告示第1643号
〃	寺山	0.74	S54.11.28	鹿児島県告示第1643号
〃	古城屋敷	0.17	H8.7.29	鹿児島県告示第1171号

### 3-8 交通途絶予想箇所

(県管理分)

関係機関名	路線名	予想される 事態	同左区域	同延長 (m)	代替路線名	備考
県屋久島事務所	屋久島公園安房線	落石・崩土・積雪	屋久島町 安房	7,700	なし	
〃	白谷雲水峡線宮之浦線	落石・崩土・積雪	〃 宮之浦	6,200	なし	
〃	上屋久屋久線	落石・崩土	〃 楠川	200	なし	
〃	上屋久屋久線	崩壊	〃 安房	400	なし	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土	〃 深川	100	なし	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土	〃 志戸子	950	なし	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土	〃 一湊～四瀬ノ鼻	6,000	なし	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土・崩壊	〃 永田	3,300	なし	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土	〃 永田～瀬切	10,900	なし	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土	〃 瀬切	150	なし	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土	〃 瀬切	50	なし	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土	〃 瀬切	200	なし	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土	〃 栗生	80	なし	

(町管理分)

関係機関名	路線名	予想される 事態	同左区域	同延長 (m)	代替路線名	備考
屋久島町建設課	白川線	落石・崩土・積雪	屋久島町 一湊	2,225	なし	
屋久島町建設課	荒川線	落石・崩土・積雪	屋久島町 安房	4,080	なし	

### 3-9 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等（平成31年3月12日現在）

（急傾斜：1～3：平成23年12月26日指定、4～192：平成27年3月24日指定）

番号	区域名	箇所番号	枝番	R	大字	字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	がけ高 (m)
1	急・市助木場1	kyu503-078	-1	○	宮之浦	市助木場	1,060	133	6
			-2	○	宮之浦	古城屋敷	1,322	287	8
			-3	○	宮之浦	古城屋敷	1,062	206	9
			-4	○	宮之浦	半次郎田	4,472	1,228	12
			-5	○	宮之浦	半次郎田	432	58	6
			-6	○	宮之浦	半次郎田	4,520	1,433	16
2	急・中小牧1	kyu504-005	-1	○	船行	中小牧	6,962	2,035	10
			-2	○	船行	中小牧	641	169	15
3	急・新町1	kyu504-013	-1	○	安房	新町	2,840	536	9
			-2	○	安房	新町	9,485	1,868	15
4	急・湯向1	kyu503-0103		○	口永良部島	湯向	29,185	12,980	27
5	急・コンボ山1	kyu503-0104		○	口永良部島	コンボ山	15,626	4,915	11
6	急・岩崎1	kyu503-0105		○	口永良部島	岩崎	63,467	36,983	51
7	急・下中間1	kyu503-0107	-1	○	口永良部島	下中間	9,487	2,591	9
			-2	○	口永良部島	下中間	6,043	2,120	12
8	急・大崎1	kyu503-0108	-1	○	口永良部島	大崎	23,060	7,953	22
			-2	○	口永良部島	山口	452	84	5
9	急・向へ濱1	kyu503-0109	-1	○	口永良部島	向へ濱	47,794	25,839	50
			-2	○	口永良部島	向へ濱	4,372	1,323	10
			-3	○	口永良部島	松山	2,206	570	8
			-4	○	口永良部島	向へ濱	10,487	4,334	35
10	急・本村1	kyu503-0111	-1	○	口永良部島	本村	71,835	34,062	25
			-2	○	口永良部島	上中間	38,599	14,683	22
			-3	○	口永良部島	上村	860	241	9
			-4	○	口永良部島	鎌倉	4,928	869	7
			-5	○	口永良部島	池頭	983	185	6
			-6	○	口永良部島	横井手	1,942	493	7
			-7	○	口永良部島	本村	11,740	3,726	12
11	急・駒走1	kyu503-0113		○	口永良部島	駒走	37,521	28,228	78
12	急・湯向2	kyu503-0114	-1	○	口永良部島	湯向	31,822	18,137	46
			-2	○	口永良部島	湯向	9,364	5,749	42
13	急・富田原1	kyu503-0115	-1	○	口永良部島	富田原	20,789	8,898	35
			-2	○	口永良部島	富田原	1,793	561	30
14	急・後迫1	kyu503-1001		○	口永良部島	後迫	572	89	5



番号	区域名	箇所番号	枝番	R	大字	字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	がけ高 (m)
15	急・濱ノ上1	kyu503-0003		○	永田	濱ノ上	11,605	2,860	9
16	急・下宇都1	kyu503-0004	-1	○	永田	下宇都	7,472	2,367	11
			-2	○	永田	瀬戸ノ上	2,402	530	7
17	急・上向江1	kyu503-0005		○	永田	上向江	4,328	959	7
18	急・白野1	kyu503-0007	-1	○	永田	白野	3,091	982	16
			-2	○	永田	白野	1,111	338	13
			-3	○	永田	白野	1,932	549	8
19	急・下永久保1	kyu503-0008	-1	○	永田	下永久保	1,310	328	9
			-2	○	永田	下永久保	1,671	420	8
20	急・溯越道下1	kyu503-0009	-1	○	永田	溯越道下	6,898	2,356	17
			-2	○	永田	溯越道下	4,381	839	14
			-3	○	永田	溯越道下	1,723	414	10
21	急・里道1	kyu503-0011		○	永田	里道	1,796	353	6
22	急・里道2	kyu503-1002		○	永田	里道	1,825	416	9
23	急・濱ノ田	kyu503-1003	-1	○	永田	濱ノ田	1,132	570	25
			-2	○	永田	濱ノ田	1,208	626	21
24	急・塩屋峯1	kyu503-1004	-1	○	永田	塩屋峯	3,026	806	22
			-2	○	永田	塩屋峯	1,789	508	11
			-3	○	永田	溯越道下	8,465	2,054	19
			-4		永田	溯越道下	543	0	6
25	急・出立1	kyu503-1005		○	永田	出立	334	57	6
26	急・迫尾呂敷1	kyu503-1006	-1	○	永田	迫尾呂敷	265	92	10
			-2	○	永田	迫尾呂敷	704	161	8
27	急・松山1	kyu503-1007		○	永田	松山	1,874	770	29
28	急・今江川1	kyu503-1008	-1	○	永田	今江川	2,244	747	24
			-2	○	永田	今江川	1,952	750	19
29	急・川口1	kyu503-1009	-1	○	永田	川口	14,814	2,283	13
			-2	○	永田	川口	2,064	489	7
30	急・西河ノ上1	kyu503-0044	-1	○	宮之浦	西河ノ上	24,822	7,278	17
			-2	○	宮之浦	旧寺山	4,403	808	9
			-3	○	宮之浦	旧寺山	1,183	278	8
30	急・西河ノ上1	kyu503-0044	-4	○	宮之浦	旧寺山	2,066	473	10
			-5	○	宮之浦	旧寺山	3,167	593	10
			-6	○	宮之浦	西河ノ上	377	63	7
31	急・登上り1	kyu503-0045	-1		宮之浦	登上り	2,225	0	7
			-2		宮之浦	瀬戸上	695	0	5

番号	区域名	箇所番号	枝番	R	大字	字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	がけ高 (m)
32	急・田尻1	kyu503-0047		○	宮之浦	田尻	12,150	2,827	13
33	急・深川道下1	kyu503-0049	-1	○	宮之浦	深川道下	2,699	618	10
			-2	○	宮之浦	深川道下	1,912	368	7
34	急・物ヶ峯1	kyu503-0050		○	宮之浦	物ヶ峯	5,111	1,310	16
35	急・火立ヶ峯1	kyu503-0051		○	宮之浦	火立ヶ峯	4,058	1,523	12
36	急・深川道下2	kyu503-0052		○	宮之浦	深川道下	12,521	3,190	28
37	急・深川道下3	kyu503-0054		○	宮之浦	深川道下	2,466	541	8
38	急・深川道下4	kyu503-0055		○	宮之浦	深川道下	5,501	1,214	11
39	急・牧山1	kyu503-0058		○	宮之浦	牧山	1,062	212	6
40	急・長野1	kyu503-0064		○	宮之浦	長野	1,610	164	8
41	急・長野2	kyu503-0066		○	宮之浦	長野	2,113	760	11
42	急・湯穴上1	kyu503-0070		○	宮之浦	湯穴上	6,041	2,054	19
43	急・三本松1	kyu503-0071		○	楠川	三本松	13,183	4,665	12
44	急・古城屋敷1	kyu503-0072		○	宮之浦	古城屋敷	3,444	1,237	20
45	急・古城屋敷2	kyu503-0073		○	宮之浦	古城屋敷	7,927	3,446	18
46	急・鳥川野道下1	kyu503-0074		○	宮之浦	鳥川野道下	3,878	487	7
47	急・吉時1	kyu503-0077		○	宮之浦	吉時	4,017	1,029	9
48	急・市助木場2	kyu503-0079		○	宮之浦	市助木場	17,209	5,077	18
49	急・クラカケ1	kyu503-0080		○	宮之浦	クラカケ	3,245	791	11
50	急・火ノ上山1	kyu503-0081		○	宮之浦	火ノ上山	14,745	3,578	17
51	急・古城屋敷3	kyu503-0082		○	宮之浦	古城屋敷	5,463	279	9
52	急・奥振ノ下1	kyu503-0117			宮之浦	奥振ノ下	380	0	5
53	急・脇ソジ1	kyu503-1010		○	宮之浦	脇ソジ	3,482	522	8
54	急・古城屋敷4	kyu503-1011	-1	○	宮之浦	古城屋敷	4,592	524	9
			-2	○	宮之浦	古城屋敷	1,233	20	7
			-3	○	宮之浦	古城屋敷	3,902	543	11
55	急・濱戸上中道1	kyu503-1012			宮之浦	濱戸上中道	2,193	0	9
56	急・浜道1	kyu504-0105	-1	○	湯泊	浜道	13,478	4,472	23
			-2	○	湯泊	出口	8,805	2,850	28
			-3	○	湯泊	湯泊	1,192	216	7
57	急・中野1	kyu504-0106	-1	○	湯泊	中野	9,523	3,332	24
			-2		湯泊	中野	379	0	5
57	急・中野1	kyu504-0106	-3	○	湯泊	浜道	1,527	214	9
58	急・中野2	kyu504-0107	-1	○	湯泊	中野	6,044	976	13
			-2	○	湯泊	中野	1,561	364	10
			-3	○	湯泊	五ノ峯	5,821	1,972	11
			4	○	湯泊	中野	6,582	2,264	19

番号	区域名	箇所番号	枝番	R	大字	字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	がけ高 (m)
59	急・小田尾1	kyu504-0108	-1	○	湯泊	小田尾	1,057	164	7
			-2	○	湯泊	小田尾	27,538	13,723	79
60	急・下渡口1	kyu504-0109	-1	○	中間	猪ノ角	7,627	1,860	24
			-2		中間	下渡口	723	0	7
			-3	○	中間	下渡口	6,983	327	17
			-4	○	中間	門ヶ峯	1,499	233	7
			-5	○	中間	門ヶ峯	1,486	242	7
			-6	○	中間	門ヶ峯	1,411	212	6
			-7	○	中間	門ヶ峯	1,527	320	8
			-8	○	中間	上門ヶ峯	579	112	7
61	急・上町1	kyu504-0110	-1	○	中間	上町	7,456	2,137	13
			-2	○	中間	上町	880	180	9
			-3	○	中間	上町	1,636	523	12
			-4	○	中間	上町	2,983	864	12
			-5		中間	下原町	1,320	0	7
			-6	○	中間	下原町	1,989	266	8
62	急・上野1	kyu504-0115	-1	○	栗生	上野	2,721	616	9
			-2	○	栗生	上野	303	48	7
63	急・上野2	kyu504-0116		○	栗生	上野	1,403	343	9
64	急・上迫1	kyu504-0117	-1	○	栗生	上迫	14,874	4,895	20
			-2	○	栗生	下野	14,657	3,478	16
			-3	○	栗生	永坂	5,546	1,371	16
65	急・南吉元1	kyu504-0118	-1	○	栗生	南吉元	7,212	2,286	21
			-2	○	栗生	南吉元	4,413	1,434	23
66	急・門前1	kyu504-0119	-1	○	栗生	門前	20,977	7,871	23
			-2	○	栗生	吉元	6,894	2,310	22
67	急・上矢瀬田1	kyu504-0121		○	栗生	上矢瀬田	5,562	1,505	14
68	急・門前2	kyu504-0122	-1	○	栗生	下路面	11,203	4,261	29
			-2	○	栗生	門前	10,263	3,331	31
69	急・唐船石1	kyu504-1013		○	湯泊	唐船石	17,908	9,212	33
70	急・平山1	kyu504-1014		○	湯泊	平山	11,132	4,762	30
71	急・谷瀬嵐1	kyu504-1015	-1	○	栗生	日越	830	81	6
71	急・谷瀬嵐1	kyu504-1015	-2	○	栗生	谷瀬嵐	514	99	6
			-3	○	栗生	谷瀬嵐	1,529	41	11
72	急・濱ノ野1	kyu503-0012		○	吉田	濱ノ野	9,379	3,985	47
73	急・中峯1	kyu503-0013	-1	○	吉田	中峯	2,882	848	14
			-2	○	吉田	中峯	2,011	803	18

番号	区域名	箇所番号	枝番	R	大字	字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	がけ高 (m)
73	急・中峯 1	kyu503-0013	-3	○	吉田	中峯	3,641	1,311	26
74	急・中村 1	kyu503-0014		○	吉田	中村	6,629	2,268	21
75	急・手ノ口 1	kyu503-0017		○	一湊	手ノ口	80,690	48,083	136
76	急・瀬ノ下 1	kyu503-0021	-1	○	一湊	瀬ノ下	31,252	19,765	135
			-2	○	一湊	瀬ノ下	1,591	279	8
77	急・松山 1	kyu503-0025			一湊	松山	8,184	0	11
78	急・瀬ノ下 2	kyu503-0026		○	一湊	瀬ノ下	42,539	32,261	169
79	急・宇都山 1	kyu503-0028		○	一湊	宇都山	71,150	40,554	79
80	急・芭蕉山東 1	kyu503-0029	-1	○	一湊	芭蕉山東	21,790	10,495	43
			-2	○	一湊	芭蕉山東	14,213	6,802	40
81	急・芭蕉山西 1	kyu503-0030	-1	○	一湊	芭蕉山西	3,698	240	24
			-2	○	一湊	芭蕉山西	9,958	5,303	43
			-3	○	一湊	芭蕉山西	652	49	7
			-4	○	一湊	芭蕉山西	12,907	6,437	50
82	急・番屋 1	kyu503-0032		○	一湊	番屋	189,579	141,234	160
83	急・西 1	kyu503-0037		○	志戸子	西	2,984	837	14
84	急・西道下東	kyu503-0038		○	志戸子	西道川東	3,459	777	18
85	急・尾田川西 1	kyu503-0039		○	志戸子	尾田川西	23,597	8,499	27
86	急・松下 1	kyu503-1020		○	吉田	松下	7,151	2,551	13
87	急・下向 1	kyu503-1021	-1	○	吉田	下向	2,254	143	8
			-2	○	吉田	下向	883	116	6
88	急・里ノ園 1	kyu503-1022	-1		吉田	里ノ園	319	0	6
			-2	○	吉田	里ノ園	2,203	518	9
89	急・里ノ園 2	kyu503-1023		○	吉田	里ノ園	16,006	7,905	53
90	急・中村 2	kyu503-1024		○	吉田	中村	17,267	6,245	36
91	急・中村 3	kyu503-1025		○	吉田	中村	236	26	5
92	急・柳峯 1	kyu503-1026		○	吉田	柳峯	3,928	1,250	15
93	急・芭蕉山入口 1	kyu503-1027		○	一湊	芭蕉山入口	3,064	692	8
94	急・奥岳 1	kyu503-1028		○	一湊	奥岳	11,501	8,212	82
95	急・奥岳 2	kyu503-1029		○	一湊	奥岳	3,015	477	7
96	急・奥岳 3	kyu503-1030		○	一湊	奥岳	3,959	1,341	18
97	急・奥岳 4	kyu503-1031		○	一湊	奥岳	1,998	413	10
98	急・寺山 1	kyu503-1032		○	志戸子	寺山	7,138	2,217	15
99	急・楯川 1	kyu503-0083	-1	○	楠川	楯川	7,873	2,013	13
			-2	○	楠川	下牧野	16,545	5,395	20
100	急・牧野 1	kyu503-0084		○	楠川	牧野	12,499	4,122	18
101	急・湯穴 1	kyu503-0086		○	楠川	湯穴	23,102	8,046	28

番号	区域名	箇所番号	枝番	R	大字	字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	がけ高 (m)
102	急・折山1	kyu503-0089	-1	○	楠川	折山	19,176	8,584	38
			-2	○	楠川	折山	14,267	7,273	39
103	急・後町1	kyu503-0090	-1	○	楠川	後町	1,050	161	7
			-2	○	楠川	後町	4,393	1,110	10
104	急・組野1	kyu503-0092		○	小瀬田	組野	5,893	1,321	14
105	急・金山下1	kyu503-0097		○	小瀬田	金山下	1,924	688	20
106	急・一理窪1	kyu503-0102	-1	○	小瀬田	一理窪	12,995	5,742	26
			-2	○	小瀬田	一理窪	4,337	854	12
			-3	○	小瀬田	一理窪	709	208	12
107	急・篠山1	kyu503-0118		○	小瀬田	篠山	2,430	414	8
108	急・篠山2	kyu503-0119	-1	○	小瀬田	篠山	3,494	909	12
			-2	○	小瀬田	篠山	510	79	5
109	急・一本松1	kyu503-1035		○	楠川	一本松	31,796	13,004	33
110	急・組野2	kyu503-1036	-1	○	小瀬田	組野	861	131	6
			-2	○	小瀬田	組野	1,397	274	9
			-3	○	小瀬田	組野	735	134	6
			-4	○	小瀬田	組野	832	101	6
111	急・桑野1	kyu504-0001		○	船行	桑野	1,535	226	11
112	急・猫松ノ下1	kyu504-0006	-1	○	安房	猫松ノ下	1,550	439	10
			-2	○	安房	猫松ノ下	983	149	8
			-3	○	安房	猫松ノ下	5,227	1,529	16
113	急・番屋峯1	kyu504-0010		○	安房	番屋峯	3,770	1,834	25
114	急・湯穴峯1	kyu504-0012	-1	○	安房	湯穴峯	4,867	1,571	18
			-2	○	安房	湯穴峯	3,416	1,047	21
			-3	○	安房	湯穴峯	1,005	164	11
			-4	○	安房	湯穴峯	2,719	630	15
			-5	○	安房	湯穴峯	240	27	5
115	急・浜町1	kyu504-0014	-1	○	安房	浜町	1,936	47	9
			-2		安房	浜町	7,800	0	12
116	急・磯道下1	kyu504-0016	-1	○	安房	磯道下	1,157	323	11
			-2	○	安房	磯道下	201	50	8
			-3	○	安房	番屋峯	858	122	5
117	急・磯道下2	kyu504-0017	-1	○	安房	磯道下	3,161	790	11
			-2	○	安房	磯道下	340	68	5
			-3	○	安房	磯道下	689	155	10
			-4	○	安房	磯道下	1,252	386	15
			-5	○	安房	磯道下	2,205	726	17

番号	区域名	箇所番号	枝番	R	大字	字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	がけ高 (m)
117	急・磯道下2	kyu504-0017	-6	○	安房	磯道下	703	202	15
			-7	○	安房	磯道下	6,791	2,331	19
			-8	○	安房	磯道下	19,971	6,318	22
			-9	○	安房	旗森	884	153	13
118	急・新次山1	kyu504-0018	-1	○	安房	新次山	1,754	231	7
			-2	○	安房	新次山	49,249	17,486	27
			-3	○	安房	番屋峯	631	123	8
			-4	○	安房	番屋峯	134	23	8
			-5	○	安房	新次山	631	123	8
			-6	○	安房	新次山	139	23	8
119	急・蛭子之下1	kyu504-0019	-1	○	安房	蛭子之下	2,247	1,231	20
			-2	○	安房	蛭子之下	8,552	3,752	23
120	急・上野首1	kyu504-0020	-1	○	安房	上野首	2,788	531	13
			-2	○	安房	上野首	534	92	9
			-3	○	安房	上野首	3,332	711	10
			-4	○	安房	上野首	4,350	1,500	18
			-5	○	安房	上野首	540	76	6
			-6	○	安房	上野首	2,247	329	8
			-7	○	安房	新次山	1,127	396	16
121	急・新次山2	kyu504-0021	-1	○	安房	新次山	7,412	1,632	13
			-2	○	安房	新次山	587	113	6
			-3	○	安房	新次山	949	136	6
122	急・山子ノ上1	kyu504-0022	-1	○	安房	山子ノ上	30,918	21,356	56
			-2	○	安房	里町	10,111	567	19
			-3	○	安房	里町	443	23	6
			-4	○	安房	里町	111	5	6
			-5		安房	里町	1,068	0	7
123	急・新次山3	kyu504-1040		○	安房	新次山	5,529	587	11
124	急・新次山4	kyu504-1041		○	安房	新次山	7,330	2,143	18
125	急・山子ノ上2	kyu504-1042		○	安房	山子ノ上	1,415	213	6
126	急・龍天1	kyu504-1043		○	船行	龍天	891	127	8
127	急・中小牧2	kyu504-1044		○	船行	中小牧	3,446	1,494	15
128	急・上住吉1	kyu504-1045		○	船行	上住吉	273	35	6
129	急・上住吉2	kyu504-1046		○	船行	上住吉	471	123	7
130	急・川添ノ上1	kyu504-1047	-1	○	安房	川添ノ上	304	57	6
			-2	○	安房	川添ノ上	190	34	7
			-3	○	安房	川添ノ上	200	37	7

番号	区域名	箇所番号	枝番	R	大字	字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	がけ高 (m)
131	急・川添ノ上2	kyu504-1048		○	安房	川添ノ上	3,268	1,090	16
132	急・高野1	kyu504-1049		○	船行	高野	1,641	458	11
133	急・番屋峯2	kyu504-1050	-1		安房	番屋峯	927	0	6
			-2	○	安房	磯道下	4,461	879	9
134	急・旗森1	kyu504-1051	-1	○	安房	旗森	537	79	6
			-2	○	安房	旗森	290	42	5
135	急・中渡り1	kyu504-1052		○	船行	中渡り	975	183	7
136	急・中渡り2	kyu504-1053	-1	○	船行	中渡り	1,587	323	10
			-2	○	船行	中渡り	587	98	5
137	急・中渡り3	kyu504-1054	-1	○	船行	中渡り	645	89	5
			-2	○	船行	中渡り	1,045	209	9
138	急・猫松ノ下2	kyu504-1055		○	安房	猫松ノ下	1,075	162	7
139	急・猫松ノ下3	kyu504-1056		○	安房	猫松ノ下	1,091	193	8
140	急・屋本岳1	kyu504-1057		○	安房	屋本岳	340	43	6
141	急・下於手良1	kyu504-0024		○	安房	下於手良	5,376	1,011	10
142	急・向工野1	kyu504-0026	-1	○	安房	向工野	1,223	255	8
			-2	○	安房	向工野	3,725	1,038	14
143	急・向工野2	kyu504-0030		○	安房	向工野	12,532	4,106	25
144	急・前原1	kyu504-0033		○	安房	前原	2,636	489	8
145	急・向工野3	kyu504-0035		○	安房	向工野	3,258	925	15
146	急・向工野4	kyu504-0036	-1	○	安房	向工野	22,517	7,930	23
			-2	○	安房	向工野	1,603	409	10
			-3	○	安房	向工野	7,890	1,193	16
147	急・向工野5	kyu504-0037	-1	○	安房	向工野	2,587	937	18
			-2	○	安房	向工野	2,909	731	11
			-3	○	安房	向工野	4,299	1,865	23
148	急・向工野6	kyu504-0038		○	安房	向工野	43,195	24,094	45
149	急・春田1	kyu504-0040		○	安房	春田	2,414	523	12
150	急・前原2	kyu504-0041		○	安房	前原	2,674	605	8
151	急・蔵灰野1	kyu504-0046	-1	○	安房	蔵灰野	4,172	1,259	16
			-2	○	安房	蔵灰野	4,656	1,361	18
152	急・平野北1	kyu504-0051		○	安房	平野北	1,542	232	6
153	急・瀬戸ノ上1	kyu504-0052	-1	○	安房	瀬戸ノ上	2,492	773	12
			-2	○	安房	瀬戸ノ上	2,141	561	11
			-3	○	安房	瀬戸ノ上	746	226	12
154	急・二ツ峯1	kyu504-0054		○	安房	二ツ峯	2,407	529	10
155	急・大峯1	kyu504-0060	-1	○	安房	大峯	7,628	2,395	19

番号	区域名	箇所番号	枝番	R	大字	字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	がけ高 (m)
155	急・大峯 1	kyu504-0060	-2	○	安房	大峯	739	173	7
156	急・城山 1	kyu504-1060		○	安房	城山	8,018	3,077	26
157	急・前原 3	kyu504-1061		○	安房	前原	8,037	2,134	13
158	急・山口 1	kyu504-1062		○	安房	山口	1,152	280	8
159	急・都野下 1	kyu504-1063	-1	○	安房	都野下	3,446	1,095	10
			-2	○	安房	都野下	3,620	728	8
160	急・横峯 1	kyu504-1064	-1	○	安房	横峯	2,620	458	7
			-2	○	安房	横峯	383	60	6
161	急・一ツキノ上 1	kyu504-1065		○	安房	一ツキノ上	1,462	369	9
162	急・ナカラセ 1	kyu504-0044		○	麦生	ナカラセ	63,685	26,867	22
163	急・大山ノ上 1	kyu504-0061		○	麦生	大山ノ上	3,450	936	9
164	急・大山ノ上 2	kyu504-0062		○	麦生	大山ノ上	5,070	1,618	11
165	急・大山ノ上 3	kyu504-0063	-1	○	麦生	大山ノ上	1,542	423	8
			-2	○	麦生	大山ノ上	2,160	564	9
166	急・大山ノ上 4	kyu504-0064		○	麦生	大山ノ上	3,350	1,195	14
167	急・大山ノ上 5	kyu504-0066	-1	○	麦生	大山ノ上	21,268	9,496	30
			-2	○	麦生	大山ノ上	285	52	6
			-3	○	麦生	大山ノ上	11,498	5,361	25
			-4	○	麦生	大山ノ上	2,337	503	7
			-5	○	麦生	大山ノ上	1,021	183	6
168	急・田子原上 1	kyu504-0069		○	麦生	田子原上	665	132	6
169	急・ナカラセ上 1	kyu504-0070	-1	○	麦生	ナカラセ上	741	227	9
			-2	○	麦生	ナカラセ上	255	70	8
170	急・下町 1	kyu504-0073		○	麦生	下町	1,253	164	5
171	急・立石 1	kyu504-0079	-1	○	麦生	小松	6,246	3,132	40
			-2	○	麦生	小松	1,830	269	6
			-3	○	麦生	小松	400	42	5
172	急・岩屋口 1	kyu504-0080	-1	○	原	岩屋口	637	128	6
			-2	○	原	岩屋口	2,884	972	12
173	急・湯河 1	kyu504-0082	-1	○	尾之間	湯河	12,856	4,877	17
			-2	○	尾之間	湯河	3,306	873	9
			-3	○	尾之間	湯河	13,968	6,408	22
174	急・東町 1	kyu504-0083			尾之間	東町	3,631	0	6
175	急・湯之峯 1	kyu504-0084	-1	○	尾之間	湯之峯	958	234	9
			-2	○	尾之間	湯之峯	422	95	6
176	急・仏峯 1	kyu504-0085	-1	○	尾之間	仏峯	10,067	3,361	15
			-2	○	尾之間	大山	1,242	176	6



番号	区域名	箇所番号	枝番	R	大字	字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	がけ高 (m)
176	急・仏峯1	kyu504-0085	-3	○	尾之間	仏峯	646	97	6
			-4	○	尾之間	仏峯	923	249	7
			-5	○	尾之間	仏峯	2,591	554	7
			-6	○	尾之間	仏峯	3,822	1,151	8
177	急・湯之道1	kyu504-0086		○	尾之間	湯之道	3,399	876	8
178	急・駄竹谷1	kyu504-0089		○	尾之間	駄竹谷	890	176	6
179	急・菖蒲河1	kyu504-0094	-1	○	平内	菖蒲河	3,221	639	6
			-2	○	平内	上里	1,448	268	6
			-3	○	平内	上里	628	105	6
			-4	○	平内	平石	711	99	6
			-5	○	平内	縁之石	2,162	657	11
180	急・界山1	kyu504-0095		○	平内	界山	746	218	10
181	急・ナカラセ2	kyu504-1070		○	麦生	ナカラセ	2,126	464	7
182	急・上牛牧1	kyu504-1071		○	尾之間	上牛牧	820	126	6
183	急・湯之道2	kyu504-1072	-1	○	尾之間	湯之道	822	148	6
			-2	○	尾之間	仏峯	897	160	6
			-3	○	尾之間	湯之道	213	35	5
			-4	○	尾之間	湯之道	1,206	281	6
184	急・大森下1	kyu504-1073		○	小島	大森下	1,969	463	7
185	急・後山1	kyu504-1074		○	小島	後山	5,304	590	6
186	急・小島1	kyu504-1075			小島	小島	1,895	0	7
187	急・下野1	kyu504-1076	-1	○	小島	下野	5,718	1,208	9
			-2	○	小島	助之崎	980	137	6
188	急・丸山1	kyu504-1077		○	小島	丸山	6,451	1,980	10
189	急・荒田1	kyu504-1078	-1		平内	荒田	646	0	5
			-2	○	平内	荒田	1,074	230	7
190	急・立石1	kyu504-1079		○	平内	立石	1,824	265	7
191	急・天女山1	kyu504-1080		○	平内	天女山	2,560	440	7
192	急・平内1	kyu504-1081	-1	○	平内	平内	2,629	237	7
			-2	○	平内	平内	1,521	115	7

(R = 特別警戒区域の有無)

(土石流：1～9：平成23年12月26日指定、10～128：平成27年3月24日指定、129～130：平成31年3月12日指定)

番号	区域名	箇所番号	枝番	R	大字	字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)
1	土・古城屋敷1	dok503-045		○	宮之浦	古城屋敷	25,809	736
2	土・上牛牧1	dok504-041		○	尾之間	上牛牧	204,650	8,621
3	土・平内1	dok504-049		○	平内	平内	353,364	9,198
4	土・平石1	dok504-050		○	平内	平石	337,855	927
5	土・平内2	dok504-201			平内	平内	389,277	0
6	土・平内3	dok504-051		○	平内	平内	239,647	10,895
7	土・下谷口1	dok504-064			栗生	下谷口	66,816	0
8	土・下谷口2	dok504-065			栗生	下谷口	87,529	0
9	土・下谷口3	dok504-066		○	栗生	下谷口	23,594	41
10	土・川西1	dok503-0058		○	口永良部島	川西	18,150	1,571
11	土・川西2	dok503-0059			口永良部島	川西	27,991	0
12	土・上村1	dok503-0060			口永良部島	上村	15,974	0
13	土・向へ濱1	dok503-0061		○	口永良部島	向へ濱	53,109	1,387
14	土・向へ濱2	dok503-0062		○	口永良部島	向へ濱	41,016	1,957
15	土・湯向1	dok503-0064		○	口永良部島	湯向	31,887	193
16	土・湯向2	dok503-1001		○	口永良部島	湯向	32,011	181
17	土・川西3	dok503-1002		○	口永良部島	川西	20,809	441
18	土・中野2	dok503-0005		○	永田	中野	271,405	571
19	土・中野3	dok503-0006		○	永田	中野	103,941	10,638
20	土・鹿1	dok503-0007		○	永田	鹿	231,734	59,141
21	土・中野4	dok503-0008		○	永田	中野	69,024	267
22	土・下叶1	dok503-0009			永田	下叶	73,164	0
23	土・上叶1	dok503-0010			永田	上叶	140,328	0
24	土・上叶2	dok503-0011			永田	上叶	70,753	0
25	土・新町1	dok503-0012		○	永田	新町	130,671	2,028
26	土・内野1	dok503-0013		○	永田	内野	78,979	860
27	土・一ツ開1	dok503-0014		○	永田	一ツ開	44,994	16,593
28	土・土面1	dok503-0015			永田	土面	91,526	0
29	土・濱中1	dok503-0016		○	永田	濱中	56,600	16,314
30	土・土面	dok503-0018		○	永田	土面	28,898	417
31	土・古里ノ下1	dok503-0019		○	永田	古里ノ下	18,960	11,650
32	土・川底1	dok503-0020			吉田	川底	66,644	0
33	土・松山1	dok503-1003		○	永田	松山	51,650	311
34	土・土面3	dok503-1004		○	永田	土面	22,360	9,729
35	土・深川道下1	dok503-0040		○	宮之浦	深川道下	26,581	11,390
36	土・旧寺山1	dok503-0041		○	宮之浦	旧寺山	44,003	826

番号	区域名	箇所番号	枝番	R	大字	字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)
37	土・古城屋敷 2	dok503-0044			宮之浦	古城屋敷	31,884	0
38	土・平内 4	dok504-0048		○	平内	平内	195,192	10,278
39	土・上之段 1	dok504-0052		○	平内	上之段	532,325	131,361
40	土・宮野 1	dok504-0053		○	湯泊	宮野	250,452	36,830
41	土・大平 1	dok504-0054		○	湯泊	大平	678,942	3,477
42	土・大平 2	dok504-0055		○	湯泊	大平	661,902	149
43	土・大石 1	dok504-0056		○	湯泊	大石	329,965	25,779
44	土・花石 1	dok504-0057		○	湯泊	花石	496,747	2,670
45	土・中ノ牧 1	dok504-0058		○	湯泊	中ノ牧	352,766	687
46	土・駄竹河 1	dok504-0059		○	中間	駄竹河	332,268	8,174
47	土・北永山 1	dok504-0061		○	中間	北永山	176,233	254
48	土・北満丸 1	dok504-0067			栗生	北満丸	31,126	0
49	土・門前 1	dok504-0068		○	栗生	門前	13,582	527
50	土・谷瀬嵐 1	dok504-0069		○	栗生	谷瀬嵐	72,374	68
51	土・花石 2	dok504-1005		○	湯泊	花石	610,681	6,371
52	土・三本松 1	dok504-1006			栗生	三本松	24,163	0
53	土・三本松 2	dok504-1007		○	栗生	三本松	17,642	13
54	土・中野 1	dok503-0004		○	永田	中野	601,103	99,351
55	土・柳峯 1	dok503-0021		○	吉田	柳峯	49,641	98
56	土・柳峯 2	dok503-0022		○	吉田	柳峯	39,692	66
57	土・中村 1	dok503-0025			吉田	中村	43,165	0
58	土・上村 1	dok503-0026			吉田	上村	74,242	0
59	土・上村 2	dok503-0027		○	吉田	上村	85,438	181
60	土・松下 1	dok503-0028		○	吉田	松下	17,091	3,471
61	土・深浦道 1	dok503-0029			一湊	深浦道	93,426	0
62	土・瀧ノ下 1	dok503-0032		○	一湊	瀧ノ下	21,797	2,913
63	土・奥岳 1	dok503-0034		○	一湊	奥岳	23,723	377
64	土・奥岳 2	dok503-0035		○	一湊	奥岳	29,745	2,530
65	土・奥岳 3	dok503-0036		○	一湊	奥岳	35,799	1,664
66	土・楯下 1	dok503-0038		○	志戸子	楯下	279,525	33
67	土・内野 1	dok503-0039		○	志戸子	内野	318,419	86
68	土・楯下 2	dok503-1010		○	志戸子	楯下	327,288	210
69	土・中之川 1	dok503-0047		○	楠川	中之川	49,919	24,000
70	土・中之川 2	dok503-0048		○	楠川	中之川	47,392	9,965
71	土・湯鼻 1	dok503-0049		○	楠川	湯鼻	18,891	13,989
72	土・下牧野 1	dok503-0050		○	楠川	下牧野	24,042	12,988
73	土・屋敷野 1	dok503-0053		○	小瀬田	屋敷野	222,844	30,372

番号	区域名	箇所番号	枝番	R	大字	字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)
74	土・二ツ峯下1	dok503-0054		○	小瀬田	二ツ峯下	168,996	9,810
75	土・二ツ峯下2	dok503-0055		○	小瀬田	二ツ峯下	94,886	3,811
76	土・中野上1	dok503-0057		○	小瀬田	中野上	285,130	3,711
77	土・湯穴1	dok503-1015		○	楠川	湯穴	35,109	445
78	土・曾ノ屋敷1	dok503-1016		○	楠川	曾ノ屋敷	34,922	18,088
79	土・黒崎下1	dok503-1017		○	小瀬田	黒崎下	6,838	82
80	土・黒岩野1	dok503-1018		○	小瀬田	黒岩野	49,283	1,256
81	土・堅木山道1	dok503-1019		○	小瀬田	堅木山道	47,058	14,528
82	土・橋野1	dok504-0001		○	船行	橋野	80,935	1,436
83	土・中小牧1	dok504-0002		○	船行	中小牧	141,452	11,009
84	土・住吉1	dok504-0003		○	船行	住吉	68,663	2,604
85	土・上住吉1	dok504-0004		○	船行	上住吉	11,847	3,499
86	土・柞之木渡上1	dok504-0005		○	安房	柞之木渡上	209,334	541
87	土・柞之木渡上	dok504-0006		○	安房	柞之木渡上	146,181	348
88	土・城之下	dok504-0007		○	安房	城之下	88,592	320
89	土・石ヶ松1	dok504-0008	-1	○	安房	石ヶ松	30,914	197
			-2	○	安房	石ヶ松	64,992	652
90	土・石ヶ松2	dok504-0009		○	安房	石ヶ松	50,789	159
91	土・龍天1	dok504-1025		○	船行	龍天	45,416	33
92	土・下り野1	dok504-1026		○	安房	下り野	72,011	9,265
93	土・都野上1	dok504-0010		○	安房	都野上	972,164	5,009
94	土・山口1	dok504-0011		○	安房	山口	98,492	17,177
95	土・大森山1	dok504-0012		○	安房	大森山	532,452	9,683
96	土・前岳1	dok504-0013		○	安房	前岳	216,718	247
97	土・平ノ西1	dok504-0014		○	安房	平ノ西	148,830	1,635
98	土・樋ノ口1	dok504-0015		○	安房	樋ノ口	194,254	46,219
99	土・小流1	dok504-0016		○	安房	小流	224,921	1,621
100	土・免松下1	dok504-0017		○	安房	免松下	185,674	14,173
101	土・米吉野1	dok504-0018		○	安房	米吉野	339,351	3,382
102	土・ナカラセ1	dok504-0019		○	安房	ナカラセ	41,423	35,007
103	土・飯森野1	dok504-0020		○	安房	飯森野	436,860	13,067
104	土・大山ノ上1	dok504-0021		○	安房	大山ノ上	574,597	955
105	土・一ツキノ上1	dok504-0023		○	安房	一ツキノ上	731,071	44,366
106	土・瀬戸ノ中1	dok504-0024		○	安房	瀬戸ノ中	160,698	23,408
107	土・樋ノ口2	dok504-0025		○	安房	樋ノ口	131,897	4,510
108	土・大森山2	dok504-1030		○	安房	大森山	515,184	9
109	土・前嶽1	dok504-0027		○	麦生	前嶽	160,078	702

番号	区域名	箇所番号	枝番	R	大字	字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)
110	土・小松1	dok504-0028			麦生	小松	291,558	0
111	土・大石2	dok504-0029		○	麦生	大石	229,698	10,852
112	土・萩野上1	dok504-0030		○	麦生	萩野上	436,049	1,452
113	土・笠松1	dok504-0031		○	麦生	笠松	461,515	16,472
114	土・笠松2	dok504-0032		○	麦生	笠松	408,930	2,833
115	土・前嶽2	dok504-0033		○	麦生	前嶽	642,658	7,200
116	土・小松2	dok504-0034		○	麦生	小松	121,058	141
117	土・前嶽3	dok504-0035		○	原	前嶽	557,642	292
118	土・丸山下1	dok504-0036		○	原	丸山下	172,390	15,711
119	土・岩屋口1	dok504-0037			原	岩屋口	92,912	0
120	土・中島道上1	dok504-0038		○	原	中島道上	511,457	13,675
121	土・中島道上2	dok504-0039		○	原	中島道上	629,035	16,334
122	土・中野5	dok504-0040		○	原	中野	306,959	2,348
123	土・山口2	dok504-0042		○	尾之間	山口	436,493	5,446
124	土・弓矢川1	dok504-0043		○	尾之間	弓矢川	1,202,607	3,280
125	土・湯之道1	dok504-0044		○	尾之間	湯之道	1,154,509	6,807
126	土・加藤次1	dok504-0045		○	小島	加藤次	446,900	2,987
127	土・大森1	dok504-0046		○	小島	大森	154,188	364
128	土・野頭1	dok504-0047		○	小島	野頭	893,817	73,512
129	土・金ヶ迫1	dok503-0063		○	口永良部島	金ヶ迫	13,311	11,569
130	土・中牧1	dok503-1020		○	口永良部島	中牧	16,088	1,889

(R = 特別警戒区域の有無)

## 4 避難に関する資料

### 4-1 指定避難所一覧

地区名	施設名	所在地	施設等の状況	電話番号	収容人数 (人)
口永良部島	口永良部島へき地保健福祉館	口永良部島656-1	187㎡鉄筋	49-2255	94
	役場口永良部島出張所	口永良部島372	240㎡鉄筋	49-2100	120
	口永良部島湯向公民館	口永良部島1739-8	105㎡鉄筋	—	53
	金岳小学校	口永良部島656	979㎡木造・鉄筋	49-2141	490
	番屋ヶ峰避難所	口永良部島207-4	336㎡鉄筋		168
永田	永田小学校	永田2947	2,290㎡鉄筋	45-2271	1,145
	永田果樹会館	永田2564-8	105㎡鉄筋	—	53
	ふるさと創生会館	永田2872	135㎡鉄骨	—	68
吉田	吉田コミュニティセンターふれあい館	吉田292-2	500㎡鉄筋	44-2633	250
	吉田生活館	吉田74	243㎡鉄筋	44-2834	122
一湊	一湊公民館	一湊348-1	405㎡鉄筋	44-2034	203
	一湊小学校	一湊488-1	2,108㎡鉄筋	44-2130	1,054
	一湊白川地区避難所	一湊2418-78	98㎡鉄筋	44-2124	49
志戸子	志戸子公民館	志戸子72-1	338㎡鉄筋	42-0024	169
宮之浦	宮之浦公民館	宮之浦177-4	500㎡鉄筋	42-0071	250
	宮之浦児童館	宮之浦1260-22	240㎡鉄筋	—	120
	宮浦小学校	宮之浦2437-1	3,289㎡鉄筋	42-0017	1,645
	宮之浦体育館	宮之浦2482-5	1,342㎡鉄筋	42-2089	671
楠川	楠川公民館	楠川191	338㎡鉄筋	42-1357	169
榑川	榑川生活館	楠川1480-1	175㎡鉄筋	43-5210	88
小瀬田	小瀬田公民館	小瀬田13-11	400㎡鉄筋	43-5247	200
	小瀬田小学校	小瀬田1436-88	1,906㎡鉄筋	43-5050	953
長峰	長峰生活館	小瀬田776-7	196㎡鉄筋	43-5165	98
栗生	栗生小学校	栗生2270-1	1,768㎡鉄筋	48-2010	884
	栗生生活館	栗生1735	300㎡鉄筋	48-2807	150
中間	中間公民館	中間703	172㎡鉄筋	—	86
湯泊	湯泊生活館	湯泊8	199㎡鉄筋	48-2806	100
平内	平内生活館	平内460-20	280㎡鉄筋	47-2953	140
	八幡小学校	平内444-1	2,182㎡鉄筋	47-2202	1,091
小島	小島観光農林漁業経営管理施設	小島17-11	194㎡鉄筋	47-1180	97
	岳南中学校	小島63-23	3,137㎡鉄筋	47-2200	1,569
尾之間	尾之間自然休養村管理センター	尾之間284	429㎡鉄筋	47-2134	215

地区名	施設名	所在地	施設等の状況	電話番号	収容人数 (人)
原	原公民館	原367-1	199㎡鉄筋	47-3836	100
	神山小学校	原3-1	2,235㎡鉄筋	47-2201	1,118
麦生	麦生観光農林漁業経営管理施設	麦生719-1	254㎡鉄筋	47-2903	127
高平	高平公民館	麦生318-134	162㎡鉄筋	—	81
平野	平野公民館	安房2617-205	202㎡鉄筋	46-3850	101
春牧	春牧へき地保健福祉館	安房2384-5	308㎡鉄筋	46-2938	154
	安房中学校	安房2371-67	2,873㎡鉄筋	46-3262	1,437
安房	総合センター	安房187-1	1,602㎡鉄筋	—	801
	安房体育館	安房304-1	2,156㎡鉄筋	—	1,078
	安房小学校	安房1264-7	3,492㎡鉄筋	46-3162	1,746
	安房地区公民館	安房152-2	733㎡鉄筋	46-2513	367
松峯	松峯生活館	安房1430-20	250㎡鉄筋	46-3854	125
船行	船行公民館	船行9-2	174㎡鉄筋	—	87
永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66

#### 4-2 福祉避難所一覧

地区名	施設名	所在地	電話番号	FAX 番号
宮之浦	屋久島町福祉センター縄文の苑	宮之浦 2467-19	42-2711	42-2361
尾之間	屋久島町総合福祉センターこまどり館	尾之間 459-1	47-3232	47-3233

4-3 指定緊急避難場所一覧

地区名	施設名	所在地	対象とする異常な現象の種類			
			土砂災害	地震	津波	火山現象
口永良部島	口永良部島へき地保健福祉館	口永良部島656-1	○	—	○	○
	役場口永良部島出張所	口永良部島372	○	○	—	○
	口永良部島湯向公民館	口永良部島1739-8	—	—	○	○
	金岳小学校	口永良部島656	—	○	○	○
	番屋ヶ峰避難所	口永良部島207-4	○	○	○	○
永 田	永田小学校	永田2947	—	○	○	—
	永田果樹会館	永田2564-8	—	—	○	—
	ふるさと創生会館	永田2872	—	○	○	—
吉 田	吉田コミュニティセンターふれあい館	吉田292-2	○	○	○	—
	吉田生活館	吉田74	—	○	○	—
一 湊	一湊公民館	一湊348-1	○	—	—	—
	一湊小学校	一湊488-1	○	○	○	—
	一湊白川地区避難所	一湊2418-78	—	○	○	—
志戸子	志戸子公民館	志戸子72-1	—	—	○	—
	志戸子グラウンド	志戸子852-1	—	○	○	—
宮之浦	宮之浦公民館	宮之浦177-4	—	○	○	—
	宮之浦児童館	宮之浦1260-22	○	—	○	—
	宮浦小学校	宮之浦2437-1	○	○	—	—
	宮之浦体育館	宮之浦2482-5	○	○	○	—
	宮之浦陸上競技場	宮之浦2482-1	—	○	○	—
	宮之浦野球場	宮之浦2482-1	—	○	○	—
楠 川	楠川公民館	楠川191	○	—	○	—
榑 川	榑川生活館	楠川1480-1	○	—	—	—
小瀬田	小瀬田公民館	小瀬田13-11	○	—	○	—
	小瀬田小学校	小瀬田1436-88	—	○	○	—
長 峰	長峰生活館	小瀬田776-7	—	—	○	—
栗 生	栗生小学校	栗生2270-1	—	○	○	—
	栗生生活館	栗生1735	—	—	○	—
中 間	中間公民館	中間703	—	—	○	—
湯 泊	湯泊生活館	湯泊8	—	—	○	—
平 内	平内生活館	平内460-20	—	○	○	—
	八幡小学校	平内444-1	—	○	○	—
小 島	小島観光農林漁業経営管理施設	小島17-11	—	○	○	—
	岳南中学校	小島63-23	—	○	○	—
尾之間	尾之間自然休養村管理センター	尾之間284	—	—	○	—
	尾之間運動広場	尾之間89	—	○	○	—



地区名	施設名	所在地	対象とする異常な現象の種類			
			土砂災害	地震	津波	火山現象
原	原公民館	原367-1	○	○	○	—
	神山小学校	原3-1	○	○	○	—
麦 生	麦生観光農林漁業経営管理施設	麦生719-1	○	○	○	—
高 平	高平公民館	麦生318-134	○	○	○	—
平 野	平野公民館	安房2617-205	—	—	○	—
春 牧	春牧へき地保健福祉館	安房2384-5	—	—	○	—
	安房中学校	安房2371-67	○	○	○	—
	健康の森公園陸上競技場	安房2740-1	—	○	○	—
安 房	総合センター	安房187-1	○	○	○	—
	安房体育館	安房304-1	—	○	○	—
	安房小学校	安房1264-7	○	○	○	—
	安房地区公民館	安房152-2	—	○	—	—
松 峯	松峯生活館	安房1430-20	○	○	○	—
船 行	船行公民館	船行9-2	○	○	○	—
永久保	永久保生活館	船行1045-103	○	—	○	—

#### 4-4 避難経路一覧

##### 指定避難所

地区名	施設名	避難経路	
		町管理道路	県道
口永良部島	口永良部島へき地保健福祉館	町道本村湯向線	
	役場口永良部島出張所	町道本村湯向線	
	口永良部島湯向公民館	町道本村湯向線・林道口永良部線	
	金岳小学校	町道本村湯向線	
	番屋ヶ峰避難所	町道本村湯向線・牧道岩屋泊線	
永田	永田小学校	町道上叶線・町道堂前線・町道永田中央線・町道永田向江線・町道瀬戸ノ田線	上屋久永田屋久線
	永田果樹会館	町道新町内野線・町道永田中央線・町道浜平線	上屋久永田屋久線
	ふるさと創生会館	町道上叶線・町道堂前線・町道永田中央線・町道上叶1号支線・町道浜平線	上屋久永田屋久線
吉田	吉田コミュニティセンター ふれあい館	町道吉田線・町道吉田中道線・町道吉田海岸線	上屋久永田屋久線
	吉田生活館	町道吉田線・町道吉田中道線・町道吉田海岸線	上屋久永田屋久線
一湊	一湊公民館	町道一湊中学校線・町道一湊中通線・町道一湊渡江町線・町道一湊松山線・町道一湊港町線	上屋久永田屋久線
	一湊小学校	町道一湊中学校線・町道一湊中通線・町道一湊渡江町線・町道一湊松山線・町道一湊港町線	上屋久永田屋久線
	一湊白川地区避難所	町道白川線	
志戸子	志戸子公民館	町道志戸子寺山線・町道志戸子中通線・町道志戸子中通支線・町道志戸子海岸線	上屋久永田屋久線
宮之浦	宮之浦公民館	町道恵比須通線・町道城ヶ平線・町道寺山線・町道宮之浦循環2号支線	上屋久屋久線
	宮之浦児童館	町道深川通線・町道深川1号支線・町道深川2号支線・町道香附子線・農道牧山幹線	上屋久永田屋久線
	宮浦小学校	町道浜畑線・町道火の上山線・町道総合運動場琴山線・町道川向幹線・町道鳥越線・町道宮之浦・楠川線・町道鳥川中野線	上屋久屋久線 白谷雲水峡宮之浦線
	宮之浦体育館	町道浜畑線・町道火の上山線・町道総合運動場琴山線・町道川向幹線・町道鳥越線・町道宮之浦・楠川線・町道鳥川中野線	上屋久屋久線 白谷雲水峡宮之浦線
楠川	楠川公民館	町道楠川中央通線・町道鳥越線・町道宮之浦・楠川線・町道楠川門前線	上屋久屋久線
梶川	梶川生活館	梶川・宇都線	上屋久屋久線
小瀬田	小瀬田公民館	町道小瀬田学校通線・町道小瀬田第2号幹線・町道中道女川線	上屋久屋久線
	小瀬田小学校	町道小瀬田学校通線・町道小瀬田第2号幹線・町道中道女川線	上屋久屋久線

地区名	施設名	避難経路	
		町管理道路	県道
長峰	長峰生活館	町道小瀬田第2号幹線・堅木山線・農道内原線・町道長峯線・落川線	上屋久屋久線
栗生	栗生小学校	町道屋久島循環1号線・町道栗生漁港線・町道栗生配水池線・町道野平線	上屋久永田屋久線
	栗生生活館	町道屋久島循環1号線・町道栗生漁港線・町道栗生配水池線・町道野平線・農道大久保線	上屋久永田屋久線
中間	中間公民館	町道野平線・町道屋久島循環2号線・町道中間第3号幹線・町道中間第3号幹線支線・農道大久保線・林道大久保線	上屋久永田屋久線
湯泊	湯泊生活館	町道城下第1号幹線・町道城下第2号幹線・町道湯泊長瀬戸線・農道過疎湯泊線・林道湯泊線	上屋久永田屋久線
平内	平内生活館	町道平内山ノ手線・町道平内ノボソイ線・町道平内第1号幹線・町道上ノ牧第1号幹線・過疎大崎線	上屋久永田屋久線
	八幡小学校	町道平内山ノ手線・町道平内ノボソイ線・町道平内第1号幹線・町道上ノ牧第1号幹線	上屋久永田屋久線
小島	小島観光農林漁業経営管理施設	町道上ノ牧第1号幹線・町道小島平内線	上屋久永田屋久線
	岳南中学校	町道上ノ牧第1号幹線・町道小島平内線	上屋久永田屋久線
尾之間	尾之間自然休養村管理センター	町道尾之間山口線・農道過疎神山線・町道尾之間中央線・町道本富線・町道尾之間温泉線	上屋久屋久線
原	原公民館	町道宮之前線・町道原森山線・町道原海岸線	上屋久屋久線
	神山小学校	町道宮之前線・町道原森山線・町道原海岸線	上屋久屋久線
麦生	麦生観光農林漁業経営管理施設	町道麦生森山線・町道麦生海岸線・町道麦生森山2号線・町道麦生みやみち線・町道麦生高平線	上屋久屋久線
高平	高平公民館	町道麦生高平線・町道高平第5号幹線・町道高平第3号幹線	上屋久屋久線
平野	平野公民館	町道安房主要幹線・町道平野春牧線	上屋久屋久線
春牧	春牧へき地保健福祉館	町道安房主要幹線・町道安房中学校線・町道平野春牧線・町道神之川線	上屋久屋久線 屋久島公園安房線
	安房中学校	町道安房主要幹線・町道安房中学校線・町道平野春牧線・町道神之川線	上屋久屋久線 屋久島公園安房線
安房	総合センター	町道中通線・町道安房線・農道松峯大橋線・町道松峯主要幹線3号支線・町道安房小学校線	上屋久屋久線
	安房体育館	町道中通線・町道安房線・農道松峯大橋線・町道松峯主要幹線3号支線・町道安房小学校線	上屋久屋久線
	安房小学校	町道中通線・町道安房線・農道松峯大橋線・町道松峯主要幹線3号支線・町道安房小学校線	上屋久屋久線
	安房地区公民館	町道中通線・町道安房線・農道松峯大橋線・町道松峯主要幹線3号支線・町道安房小学校線	上屋久屋久線
松峯	松峯生活館	町道中通線・町道安房線・農道松峯大橋線・町道松峯主要幹線・松峯主要幹線1号支線・町道松峯第3号幹線	上屋久屋久線

地区名	施設名	避難経路	
		町管理道路	県道
船行	船行公民館	町道松峯主要幹線・町道船行浜道線・町道船行迂回線	上屋久屋久線
永久保	永久保生活館	町道永久保第1号幹線・町道永久保第2号幹線・町道永久保第3号幹線・町道永久保第4号幹線・	上屋久屋久線

### 福祉避難所

地区名	施設名	避難経路	
		町管理道路	県道
宮之浦	屋久島町福祉センター縄文の苑	町道浜畑線・町道火の上山線・町道総合運動場琴山線・町道川向幹線・町道鳥越線・町道宮之浦・楠川線・町道鳥川中野線	上屋久屋久線 白谷雲水峡宮之浦線
尾之間	屋久島町総合福祉センターこまどり館	町道尾之間山口線・農道過疎神山線・町道尾之間中央線・町道本富線・町道尾之間温泉線	上屋久屋久線

## 4-5 孤立化集落対策マニュアル

[県危機管理課]

### 1 目的

- 大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化のおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
- このため、県において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

### 2 孤立化集落対策

#### 1 孤立化のおそれのある集落の把握

##### (1) 市町村

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、土木事務所、NTT等防災関係機関から意見を聴取する。

[孤立化のおそれのある集落（例）]

- 道路状況
  - 集落につながる道路等において迂回路がない。
  - 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
  - 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
  - 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- 通信手段
  - 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
  - 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

#### 2 孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、県、市町村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

##### (1) 市町村

- ・ 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。  
また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- ・ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、NTTなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

- ・ 市町村が整備している防災行政無線移動局(携帯型)については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- ・ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地(校庭、空き地、休耕田等)を選定・確保する。

(2) N T T

- ・ 孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話(現状：県下18箇所に配置)及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

(3) 道路管理者(県・市町村等)

- ・ 孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

### 3 孤立化した場合の対応

(1) 市町村

- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- ・ 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- ・ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

(2) 県

- ・ 市町村からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- ・ 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

(3) N T T

- ・ 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
- ・ 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

(4) 道路管理者(県・市町村)

- ・ 建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

(5) 自衛隊

- ・ 大型ヘリ等による被災状況の把握、救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所における炊飯支援や仮設トイレ、テント等の資機材を提供する。

(6) 警 察

- ・ 安否確認、行方不明者の搜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

## 4-6 災害時要援護者の避難支援ガイドライン 〔平成17年4月4日 平成19年2月6日改正〕

### 1 目的

- 大規模災害発生時に高齢者・障害者等の安全確保を図るためには、市町村において、防災、保健福祉関係部局及び関係機関等の連携の下、計画的・組織的に避難支援が実施できる体制を早急に整備する必要がある。
- このため、県において、災害時要援護者の避難支援のための「ガイドライン」を策定するとともに、当該「ガイドライン」に基づき、市町村における「避難支援プラン」の作成を促進し、地域の実情に応じた避難支援体制の整備を図る。

### 2 避難支援に必要な取組み例

#### (1) 災害時要援護者の把握・確認

- ・ 市町村は、市町村の各部局等が保有する災害時要援護者に関する情報を災害時要援護者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、災害時要援護者の把握と関係部局間での共有化を図る。  
また、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、登録制度を設けるなどして、市町村の各部局等が保有する情報だけでは、把握しきれない避難行動要支援者の把握に努める。  
なお、災害時要援護者に関する情報等は、自主防災組織や、町内会等の範囲ごとに把握する。

#### (2) 災害時要援護者に関する情報を管理・共有する仕組みの構築

- ・ 市町村は、把握した情報を常時「災害時要援護者台帳（仮称）」として整理し、管理する。
- ・ また、要援護者本人から同意を得ることを基本として、災害発生時における要援護者の避難支援に必要な情報を防災関係機関、福祉・医療関係機関等において共有・活用できる仕組みを検討し、構築する。  
※ 要援護者情報……個人情報の取扱いに十分な配慮が必要。

#### (3) 防災、福祉・医療関係機関・団体との連携体制の確立

- ・ 市町村は、平時から、社会福祉協議会、障害者団体、近隣保健福祉ネットワーク、医療機関、医療関係団体や消防等防災関係機関、自主防災組織、民生委員等との緊密な連携を図り、要援護者の避難支援体制を確立する。  
(例) 災害時要援護者対策協議会（仮称）の設置  
要援護者の避難支援のための訓練、研修の実施
- ・ また、要援護者の状況に応じた避難先を確保するとともに、災害発生時における迅速・的確な避難支援を行うため、平時から、要援護者の受入先として、社会福祉・医療施設等の収容人員やサービス等の内容を把握するとともに、受け入れ可能な社会福祉・医療施設等と、受入れ時の食事、費用負担等の詳細について協定を締結する。

#### (4) 災害発生時における災害情報の伝達体制の確立

- ・ 市町村は、防災体制の中に福祉・医療関係機関を早期の段階から取り込むなど、要援護者対策を明確に位置づけるとともに、平時に構築した福祉・医療関係機関等とのネットワークを活用し、要援護者への避難情報の伝達体制を確立する。  
また、災害時要援護者が、避難に時間を要することに配慮して、避難勧告・指示の前段階で早期避難が実施できるような伝達体制を検討する。
- ・ 市町村は、視聴覚障害者等に対して、日常使用している携帯電子メールやテレビ電話等を活用して避難情報を確実に伝達する体制を確立する。

#### (5) 災害発生時における避難誘導體制の確立

##### □ 在宅の要援護者の避難誘導

- 市町村は、消防団、福祉関係機関等とのネットワークを活用し、要援護者の安否確認など必要な支援を行う。

※ 支援する項目・様式等を事前に定め、適時・的確に対応できる体制を整備・市町村は、あらかじめ消防団や自主防災組織、近隣保健福祉ネットワーク、福祉・医療関係機関等の協力を得て、要援護者ごとの避難支援者を定めておく。

災害発生時には、避難支援者は、避難支援プランに基づき、要援護者を避難誘導。

##### □ 施設入所者の避難誘導

- 施設の管理者は、施設で定めている非常災害対策に関する規定等に基づき、入所者を避難誘導する。

#### (6) 避難所等における支援体制の確立

##### □ 医療救護体制等の整備

- 要援護者の健康管理や介護・ケア等を行う医師、看護師、保健師等による医療救護体制のほか、手話通訳や福祉相談者、ボランティア等の派遣、福祉用具（車イス、杖等）の提供体制を整備。

市町村は、必要に応じて、あらかじめ関係機関及び事業者と協定を締結。

##### □ 公民館・学校等避難所における対応

- 避難所の責任者は、避難所での要援護者の状況を把握し、施設入所が必要となった要援護者については、市町村災害対策本部等と連携をとりながら社会福祉施設等へ移送。

##### □ 社会福祉施設・公共的施設等福祉避難所における対応

- 施設の管理者は、要援護者の状況を把握し、市町村災害対策本部等と連携をとりながら、適切な処遇を行う。

- 被災市町村では、要援護者の受入れ体制が十分に整わない場合も考えられるので、隣接市町村とあらかじめ受け入れ協定を締結しておく。



4-7 口永良部島に接岸・着岸可能な第十管区海上保安本部の巡視船艇(鹿児島県のみ)

第十管区海上保安本部の巡視船艇のうち口永良部島に接岸可能な船舶(鹿児島県のみ)

船名	所属	係留港	総トン数	速力	備考
巡視船 たかちほ	種子島海上保安署	西之表港	195	35	
巡視船 とから	串木野海上保安部	串木野港	335	35	
巡視船 かいもん	奄美海上保安部	名瀬港	220	40	
巡視艇 さつかぜ	鹿児島海上保安部	鹿児島港	26	30	
巡視艇 さくらかぜ	喜入海上保安署	喜入港	26	30	
巡視艇 うけゆり	指宿海上保安署	山川港	26	30	
巡視艇 りんどう	志布志海上保安署	志布志港	26	30	
巡視艇 るりかぜ	串木野海上保安部	串木野港	26	30	
巡視艇 いそなみ	古仁屋海上保安署	古仁屋港	100	36	

第十管区海上保安本部 その他の巡視船(鹿児島県のみ)

船名	所属	係留港	総トン数	速力	備考
巡視船 おおすみ	鹿児島海上保安部	鹿児島港	3100	22	ヘリコプター1機搭載
巡視船 あかいし			1800	30	
巡視船 さつま			1200	20	
巡視船 こしき			1300	27	
巡視船 あまぎ	奄美海上保安部	名瀬港	1300	30	

※上記船舶については、搭載艇により口永良部島への着岸可能

4-8 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

(令和4年3月現在)

No.	施設名	住所
1	屋久島町栗生診療所	屋久島町栗生 1743
2	特別養護老人ホーム 竜天園	屋久島町船行 1068-3
3	屋久島町総合福祉センター こまどり館	屋久島町尾之間 459-1
4	ミニ・デイ野の花	屋久島町平内 542-5
5	有限会社 岡村 ひまわりのお家	屋久島町宮之浦 2384-10
6	デイサービス安房の丘	屋久島町安房 2354-15
7	デイサービス屋久の杜	屋久島町一湊 2101
8	みんなのおうち	屋久島町尾之間 136-7
9	すみれこども園	屋久島町安房 152-1
10	あゆみの森こども園	屋久島町尾之間 332-1
11	小規模保育所 マンマハウス	屋久島町宮之浦 2351-20
12	屋久島町立八幡小学校	屋久島町平内 444-1
13	屋久島町立八幡幼稚園	屋久島町平内 444-1

## 5 気象等観測に関する資料

### 5-1 注意報・警報及び気象情報の発表

#### 鹿児島地方気象台が発表する注意報・警報

(屋久島地方)

	種 類	発表基準	
注 意 報	風 雪 注 意 報	風雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合	
		雪を伴い平均風速が 15m/s 以上が予想される場合	
	強 風 注 意 報	強風により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合	
		平均風速が 15m/s 以上が予想される場合	
	大 雨 注 意 報	大雨により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
		16	126
	大 雪 注 意 報	基準なし	
	濃 霧 注 意 報	濃霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。具体的には視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想される場合	
	雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合	
	乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合	
		最小湿度が 50% 以下で、実効湿度が 65% 以下になると予想される場合	
	霜 注 意 報	霜により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合	
		最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合	
	低 温 注 意 報	低温のため農作物に著しい被害が予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合	
冬期最低気温が -4℃ 以下と予想される場合			
高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には潮位MS L +2.0m 以上が予想される場合		
波 浪 注 意 報	波浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には有義波高 2.5m 以上が予想される場合		

種 類		発表基準	
注 意 報	洪 水 注 意 報	津波、高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合	
		流域雨量指数基準	安房川流域=17.2、宮之浦川流域=20.4
		複合基準	安房川流域= (13、13.8)
警 報	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合	
		平均風速が 25m/ s 以上が予想される場合	
	暴 風 雪 警 報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合	
		雪を伴い平均風速 25m/ s 以上が予想される場合	
	大 雨 警 報	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
		22	184
	大 雪 警 報	基準なし	
	高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には潮位がMS L +2.2m以上が予想される場合	
	波 浪 警 報	風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には有義波高 6 m 以上が予想される場合	
洪 水 警 報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合		
	流域雨量指数基準	安房川流域=21.6、宮之浦川流域=25.6	

(注) (ア) 発表基準欄に記載した数値は、鹿児島県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

(イ) 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(ウ) 高潮注意報・高潮警報の基準潮位は、現地の平均潮位 (MS L) を基準としている。

(1) 気象情報

気象等の予報に関係のある台風その他の異常気象等についての情報は、一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表する。

特に、1時間 120mm 以上の雨量を観測した場合は、直ちに「〇〇〇地方記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については、注意報・警報の基準値と同様に検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

## 5-2 特別警報の発表基準

### ○気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

### ○津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

津波・火山噴火・地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけています。（具体的には下表を参照。）

これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表します。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味です。

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

5-3 雨量観測所

関係地域 振興局名	流域河川名	観測所名 ( ) は県情報システム登録名	位 置	雨量計種別	管理者 (所属)	備 考
屋久島	—	屋久島特別地域気象観測所	屋久島町小瀬田	テレメータ	鹿児島地方気象台長	
	安房川	屋久島事務所	〃 安房	〃	鹿児島県河川課長	I S
	宮之浦川	屋久島町宮之浦支所 (上屋久町)	〃 宮之浦	〃	〃	I S
	〃	宮之浦測水所	〃 宮之浦	自記	屋久島電工株式会社	
	安房川	安房川第2発電所建設 事務所	〃 安房	〃	〃	
	二又川	尾之間地域気象観測所	〃 尾之間	アメダス	鹿児島地方気象台長	
	—	屋久島町役場 尾之間支所	〃 尾之間	自記デジタル	屋久島町長	
	—	番屋ヶ峰	〃 口永良部島	テレメータ	鹿児島県砂防課長	L S
	—	永田	〃 永田	〃	〃	L S
	—	吉田	〃 吉田	〃	〃	L S
	—	栗生	〃 栗生	〃	〃	L S
	—	屋久島町役場尾之間支 所 (屋久町)	〃 尾之間	〃	〃	L S
	—	平内	〃 平内	〃	〃	L S
	—	安房西	〃 安房	〃	〃	L S
	—	口永良部 (中継局併用)	〃 口永良部島	〃	〃	L S

(県水防計画より)

I S : H8～H10『鹿児島県河川情報システム』による整備 (テレメータ化を含む。)

L S : H10～H12『鹿児島県土砂発生予測システム』による整備

## 6 通信に関する資料

### 6-1 防災行政無線の整備状況

#### 防災行政無線施設

同報系	親局	遠隔操作卓	中継局	簡易中継局	再送信局	再送信子局	屋外拡声子局
	1	4	5	1	15	3	78

#### 地域コミュニティー無線施設

基地局	遠隔操作卓	中継局	2次中継局
10	4	12	5

移動系	親局	中継局	基地局	統制制御装置	移動局 (10w)	移動局 (5w)
	1	2	1	5	53	16

## 7 食糧・応急住宅・水道等に関する資料

### 7-1 食糧（主食米）の調達先

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
九州農政局	鹿児島市小川町 3-64	099-222-0121
鹿児島県農政部農産課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-3195

### 7-2 水道施設の概要

簡易水道

(平成 28 年 3 月現在)

地区名	原水の種別	許可年月日	計 画 給水人口	給水人口	一日最大 配水量 (m3)	普及率 (対事業区域内人口)
口永良部	表流水	平成 4 年 5 月 29 日	170	119	84	99.6%
永 田	表流水	平成 10 年 12 月 8 日	800	481	270	
吉 田	表流水	平成 3 年 5 月 23 日	340	184	102	
一 湊	表流水	平成 6 年 6 月 22 日	2,100	663	760	
志戸子	表流水	平成 5 年 11 月 26 日	600	358	216	
宮之浦	表流水	平成 19 年 5 月 31 日	4,400	3,650	1,920	
楠 川	表流水					
榑 川	表流水					
小瀬田	表流水 深井戸	平成 19 年 9 月 26 日	900	828	350	
長 峰	表流水					
永久保	表流水	平成 22 年 2 月 7 日	3,680	3,682	1,645	
船 行	表流水					
松 峯	表流水					
安 房	表流水					
春 牧	表流水					
平 野	表流水					
高 平	表流水					
麦 生	表流水					



地区名	原水の種別	許可年月日	計 画 給水人口	給水人口	一日最大 配水量 (m3)	普及率 (対事業区域内人口)
原	表流水	平成 11 年 2 月 23 日	470	463	233	99.6%
尾之間	表流水	平成 18 年 12 月 20 日	1,030	880	500	
小 島	表流水					
上之牧	表流水	平成 10 年 9 月 24 日	910	855	353	
平 内	表流水					
湯 泊	表流水					
中 間	表流水	平成 3 年 6 月 27 日	1,790	739	690	
栗 生	表流水					

### 7-3 給水資機材等の整備状況

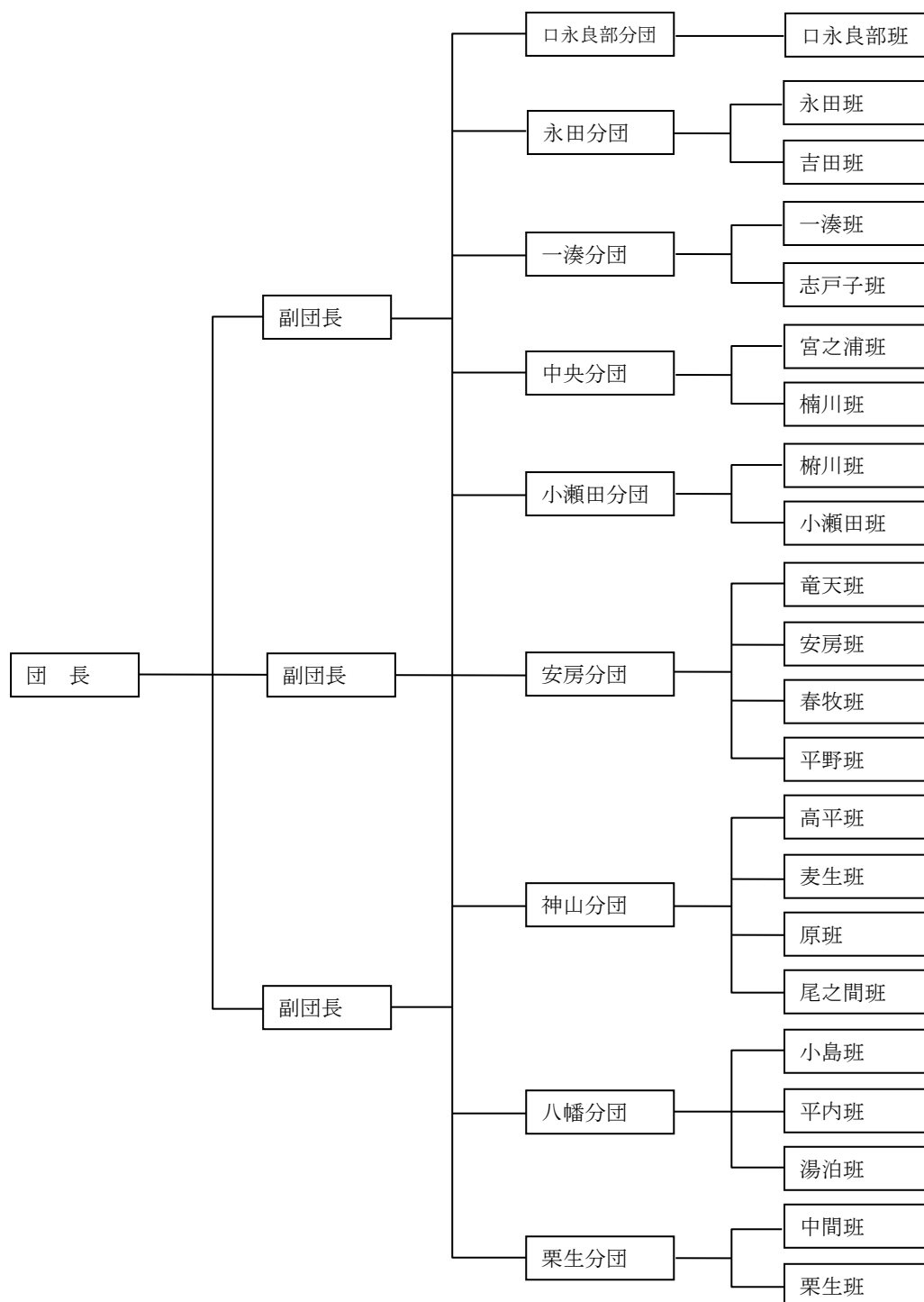
簡易水道

(平成 28 年 3 月現在)

資機材等名		数量
車 両	ライトバン	2 台
	箱 バ ン	2 台
	軽トラック (ダンプ)	1 台
	軽トラック	1 台
	ダンプ (2 t)	1 台
給 水 容 器	給水容器 (ポリタンク 100ℓ)	2 個
	給水容器 (ポリタンク 1,000ℓ)	1 個
	給水容器 (ポリタンク 2,000ℓ)	1 個
機 材	パイプ圧着機	2 台
	発 電 機	2 台
	水中ポンプ	3 台
	投 光 機	4 台
	コンクリートカッター	1 台
	草 払 機	4 台
	ランマープレート	1 台
	原動機付ポンプ	2 台

## 8 消防・危険物施設等に関する資料

### 8-1 消防団の組織図 (9分団・22班)



8-2 消防団の定員及び装備状況

(平成30年3月現在)

本部・分団名	定員(人)	装 備			
		タンク車	ポンプ車	積載車	小型ポンプ
団本部	4				
口永良部分団	24			3(広報1)	2
永田分団	43		1	3(婦1)	3
一湊分団	44		1	3	3
中央分団	49	1	2	2	2
小瀬田分団	36		1	2	2
安房分団	57	1	2	3	3
神山分団	51			4	6
八幡分団	40		1	3	3
栗生分団	32		1	2	4
合計(9分団)	380	2	9	25	28

### 8-3 危険物施設状況

北部地区

(令和3年1月現在)

番号	名称	住所	電話番号	製造所等
1	畠商会	口永良部島 588	49-2281	給油取扱所
2	九州電力株式会社	口永良部島 1261-1	49-2223	屋外タンク貯蔵所(2)、移送取扱所
3	まるそう石油店	永田 2930-1	45-2103	給油取扱所(休止中、廃止予定)
4	屋久島漁業協同組合	一湊港地内	44-2011	船舶給油取扱所、屋外タンク貯蔵所(2)、一般取扱所、移動タンク貯蔵所
		宮之浦港地内	44-2011	船舶給油取扱所、地下タンク貯蔵所
5	有限会社 林石油	一湊 85-1	44-2355	給油取扱所、移動タンク貯蔵所
6	有限会社 肥後商店	一湊 2286-1	44-2102	給油取扱所、移動タンク貯蔵所(3)
7	屋久島クリーンサポートセンター	宮之浦 1312-26	49-1918	地下タンク貯蔵所
8	屋久島クリーンセンター	小瀬田 469-45	43-5900	地下タンク貯蔵所
9	屋久島電工 株式会社	宮之浦 877	42-0111	屋外タンク貯蔵所(7)、移送取扱所(2)、一般取扱所(2)、屋外貯蔵所
10	ヤクデン商事 株式会社	宮之浦 1197	42-0216	一般取扱所、移動タンク貯蔵所
11	いわさきコーポレーション 株式会社	宮之浦港内	42-2003	船舶給油取扱所、屋外タンク貯蔵所
12	コスモライン 株式会社	宮之浦 1208-11	42-2003	船舶給油取扱所
13	屋久島町役場	宮之浦港地先	43-5900	船舶給油取扱所
14	アイランド・イノベーション 株式会社(宮之浦)	宮之浦 287-15	42-3200	給油取扱所、移動タンク貯蔵所(3)
15	有限会社 荒田商店	宮之浦 366-3	42-0427	給油取扱所、移動タンク貯蔵所(2)
16	有限会社 コスモエネルギーサプライ	宮之浦 277-38	-	船舶給油取扱所(2)、地下タンク貯蔵所、一般取扱所
17	日米礦油 株式会社 屋久島油槽所	宮之浦地内	42-1233	屋外タンク貯蔵所(4)、移送取扱所、一般取扱所

番号	名 称	住 所	電話番号	製造所等
18	有限会社 宮之浦石油	宮之浦 13	42-0073	給油取扱所
19	西日本電信電話株式会社	宮之浦 1599	42-0686	地下タンク貯蔵所
20	種子屋久農業協同組合	宮之浦 2385-1	42-1911	給油取扱所、移動タンク貯蔵所
21	有限会社 内田石油	宮之浦 2451	42-0722	給油取扱所、移動タンク貯蔵所(3)
22	医療法人徳洲会 屋久島徳洲会病院	宮之浦 2467	42-2200	地下タンク貯蔵所
23	株式会社 森山(清)組	楠川 85	42-0218	屋外タンク貯蔵所
24	屋久島町楠川荒茶加工施設	楠川 702-3	43-5900	地下タンク貯蔵所(休止中、廃止予定)
25	朝日航洋 株式会社	石塚国有林 90 た林小班	092-474-9374	屋外貯蔵所
26	日米エネルギーライフ株式会社 屋久島空港前SS	小瀬田 815-85	43-5321	給油取扱所、移動タンク貯蔵所
27	屋久島空港電源局舎	小瀬田 310-1	43-5031	地下タンク貯蔵所
28	縄文の宿 まんてん	小瀬田 812-33	43-5751	屋外タンク貯蔵所
29	折田汽船株式会社	宮之浦 1270-8	-	移動タンク貯蔵所

南部地区

番号	名 称	住 所	電話番号	製造所等
1	岩崎産業 株式会社 屋久島油槽所	安房 466-16	46-3281	船舶給油取扱所、地下タンク貯蔵所、移送取扱所(2)、一般取扱所
2	屋久島漁業協同組合	安房 136	46-3116	地下タンク貯蔵所、船舶給油取扱所、移送取扱所
		栗生 1249	48-2014	地下タンク貯蔵所、船舶給油取扱所
3	有限会社 屋久島石油	安房 540-9	46-2725	給油取扱所、移動タンク貯蔵所(2)
4	屋久島トラック有限会社 安房給油所	安房 429-4	46-3639	給油取扱所、移動タンク貯蔵所(2)
5	経営構造対策産業(荒茶加工施設)	安房 2294-5	49-7098	地下タンク貯蔵所
6	屋久島アスファルト合材センター共同企業体	安房 2400	46-3304	屋外タンク貯蔵所、一般取扱所
7	株式会社 マルエム建設	原 370-1	47-2229	給油取扱所、移動タンク貯蔵所
		平内 49-3	47-3365	給油取扱所
8	屋久島総合福祉センター こまどり館	尾之間 459-1	47-3232	地下タンク貯蔵所
9	有限会社 日高石油	尾之間 1514	47-2946	給油取扱所、移動タンク貯蔵所(2)
10	屋久島いわさきホテル	尾之間 1310-2	47-3777	地下タンク貯蔵所、一般取扱所
11	屋久島町斎場	安房 2475-110	46-2907	地下タンク貯蔵所
12	朝日航洋株式会社	春牧国有林 68 林小班	47-3777	屋外貯蔵所

## 9 医療・衛生に関する資料

### 9-1 医療機関

名称	所在地	電話番号	FAX	診療科目
屋久島徳洲会病院	宮之浦 2467	42-2200	42-2202	内科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、精神科、小児科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、循環器科、麻酔科
和田病院	宮之浦 217	42-1322	42-1323	内科、外科
仲医院	安房 410-158	46-2131	46-3526	内科、消化器科
永田へき地出張診療所	永田 1247-1	45-2273	45-2550	内科、皮膚科、眼科
栗生診療所	栗生 1743	48-2103	48-2668	内科、耳鼻咽喉科、皮膚科
屋久島尾之間診療所	尾之間 136-6	47-3277	47-3272	内科
口永良部へき地出張診療所	口永良部島 533-1	49-2119	49-9311	内科
小瀬田みんなの診療所	小瀬田 849-18	43-5100	43-5110	内科、外科、脳神経外科
あらき歯科	宮之浦 197	42-2248	42-1260	歯科
小脇歯科	安房 739-15	46-3744	46-2128	歯科
渡辺歯科	安房 304-36	46-2515	46-2492	歯科

### 9-2 ごみ・し尿収集運搬車

(平成 22 年 3 月現在)

区分	ごみ						し尿		合計	
	塵芥車		トラック等		小計		糞尿車			
	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)
直営分	—	—	3	4	3	4	—	—	3	4
委託業者分	9	23	19	33	28	56	—	—	28	56
許可業者分	11	27	25	54	36	81	17	62	53	143

## 9-3 廃棄物・し尿処理施設

### 1 屋久島町クリーンサポートセンター

所在地（電話番号）	宮之浦 1312-21 (49-1918)	
敷地面積	51,207㎡	
処理能力	炭化・電気溶融施設	竣工：平成18年 3月 炭化設備：14t/16h 溶融設備：4.4t/16h
	リサイクルプラザ	竣工：平成18年 3月 不燃粗大ゴミ：5.2t/5h 資源ゴミ：2.8t/5h
埋立最終処分場	竣工：平成18年 3月 埋立容量：4,800㎡	
処理区域の概況	処理区域：屋久島町 人口：13,472人 世帯数：6,564世帯	

### 2 屋久島クリーンセンター

所在地（電話番号）	小瀬田 469-45 (43-5900)	
敷地面積	5,650㎡	
し尿処理施設	竣工：平成11年 3月 処理方式：膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理 処理能力：2.6kl/日（し尿 1.9kl/日，浄化槽汚泥 7kl/日） 処理計画人口：14,416人	

## 9-4 火葬場

### 屋久島町斎場

所在地（電話番号）	安房 2475 番地 110 (46-2907)	
敷地面積	6965.99㎡	
述べ床面積	799.60㎡	
斎場施設	竣工：平成23年 9月 施設数：火葬炉2基 処理能力：6体/日	



## 10 輸送に関する資料

### 10-1 救援物資等集積場所

名 称	所在地	電話番号	面 積
旧一湊中学校体育館	一湊 2030		
宮之浦体育館	宮之浦 2482-5	42-2089	1,342 m <sup>2</sup>
安房体育館	安房 304-1	—	2,156 m <sup>2</sup>
岳南中学校体育館	小島 393-9	47-2200	746 m <sup>2</sup>

### 10-2 ヘリコプター緊急時離着陸場予定地

名 称	所在地	設置（管理）者	連絡先	その他
栗生ヘリポート	栗生	屋久島町	43-5900	
原緊急用 ヘリポート	原 174-23	屋久島町	43-5900	照明あり
宮之浦陸上競技場	宮之浦	屋久島町	43-5900	
口永良部島緊急用 ヘリポート	口永良部島 868-64	屋久島町	43-5900	折崎ヘリポート
口永良部島緊急用 ヘリポート	口永良部島 208-17	屋久島町	43-5900	番屋ヶ峰ヘリポート

10-3 緊急通行車両事前届出書及び届出済証

災害応急対策用  <h2 style="margin: 0;">緊急通行車両事前届出書</h2>  平成 年 月 日  鹿児島県公安委員会 殿  <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">                     申請者住所 (電 話) 氏 名                 </div> <div style="text-align: right;">印</div> </div>	
番号標に標示されている番号 (登録番号)	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
使用者	住 所 ( ) 局 番 氏 名
出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	
第A- 号	
災害応急対策用  <h2 style="margin: 0;">緊急通行車両事前届出済証</h2>  左記のとおり事前届出を受けたことを証する。   平成 年 月 日 鹿児島県公安委員会 印	
(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署(幹部派出所を含む)、交通検問所等に提出して、所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 1 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 2 緊急通行車両が廃車となったとき。 3 その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	

## 11 その他の資料

### 11-1 救助の実施程度、方法及び期間一覧表

(平成25年10月1日現在)

救助の種類	対 象	対象経費	期 間	実施基準	留意事項
避難所の設置	現に被害を受け 又は被害を受ける おそれのある者を 収容する	避難所の設置, 維持及び管理のため の経費 ・人夫賃 ・消耗器材費 ・建物等の使用謝金 ・器物の使用謝金 ・借上費又は購入費 ・光熱水費並びに 仮設便所等の設置費	災害発生の日から 7日以内 (ただし内閣総 理大臣の承認 により期間延 長あり)	(基本額) ・避難所設置 1人1日当たり320円以内 冬季(10月～3月)については別に 定める額を加算する。 ・天幕借上, 仮設便所設置等の経費 も含まれる。 ・輸送費は別途計上 ・福祉避難所を設置した場合は, 特 別な配慮のために必要な当該地 域における通常の実費を加算す ることがある。	・場所の選定 ・収容人員の把握 ・準備を要するもの (例 懐中電灯, 敷ゴザ等) ・通信施設の確認 (非常通信方法の教示)
災害にかかった者の救出	1 現に生命, 身体 が危険な状態に ある者 2 生死不明の状態 にある者	船艇, その他救 出のための機械器 具等の借上費又は 購入費, 修繕費及 び燃料費	災害発生の日から 3日以内 (ただし厚生労 働大臣の承認 により期間延 長あり)	・当該地域における通常の実費 ・期間内に生死が明らかにならない 場合は以後「死体の捜索」として 取り扱う。 ・輸送費, 賃金職員等雇上費は別途 計上	・救出に必要な機械器具, 賃 金職員等の確保及び輸送 の方法 ・救出された者に対する医療 処置 ・救出された者の輸送の方法
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容さ れた者 2 全半壊(焼)流 失, 床上浸水で 炊事できない者 3 床下浸水で自宅 において自炊不 可能な者	主食費, 副食費, 燃料費, 雑費(器 物の使用謝金, 消 耗品の購入費)	災害発生の日か ら7日以内 (ただし厚生労 働大臣の承認 により期間延 長あり)	・1人1日当たり1,080円以内 ・食品給与のための総経費を延給食 人員で除した金額以内であれば よい。 ・被災地から縁故先(遠隔地)等に 一時避難する場合, 3日分支給可 (大人, 小人の区別なし)	
飲料水の供給	現に飲料水を得 ることができない 者(飲料水及び炊 事のための水であ ること)	・水の購入費 ・給水及び浄水に 必要な機械器具 の借上費, 修繕 費及び燃料費 ・浄水用の薬品及 び資材費	災害発生の日か ら7日以内 (ただし厚生労 働大臣の承認 により期間延 長あり)	・当該地域における通常の実費 ・輸送費, 賃金職員等雇上費は別途 計上	飲料水の必要量及び輸送 方法
障害物の除去	1 自力では除去す ることのできない 者 2 居室, 炊事場, 玄関等に障害物 が運びこまれて いるため生活に 支障を来たして いる場合	・除去に必要な機 械器具等の借上 費, 輸送費及び 賃金職員等雇上 費	災害発生の日か ら10日以内 (ただし厚生労 働大臣の承認 により期間延 長あり)	・1世帯当たり134,200円以内 ・実情に応じ市町村相互間において 対象数の融通ができる。	・対象世帯の適正な把握 ・障害物が住居の中に運び込 まれている状況の確認(日 常生活上の支障の程度) ・障害物の除去に必要な機械 器具並びに賃金職員等の 確保
被服, 寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼), 流失, 床上浸水等 により生活上必要 な被服, 寝具その 他生活必需品を喪 失又はき損し, 直 ちに日常生活を営 むことが困難な者 (世帯単位)	被害者の実情に 応じ ・被服, 寝具及び 身の回り品 ・日用品 ・炊事道具及び食 器 ・光熱材料	災害発生の日か ら10日以内 (ただし厚生労 働大臣の承認 により期間延 長あり)	・夏季(4月～9月), 冬季(10 月～3月)の季別は災害発生の日をも って決定する。 ・備蓄物資の価格は年度当初の評価 額 ・現物給付に限る。 ・下表金額の範囲内(単位:円)	・被害世帯区分の確認[全壊 (焼), 半壊(焼), 床上 浸水] ・物資配分計画表の作成 (購入品目の検討) ・物資の調達方法 (特に現地調達可能量の 検討) ・物資の配布の方法[賃金職 員, 車の確保並びに受領証 の作成, 寄贈物品との区別 を明確にする。(災害救助 法に基づく救援物資とそ の他日赤救援物資等)]

救助の種類	対 象	対象経費	期 間	実施基準	留意事項																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人 世帯</th> <th>2人 世帯</th> <th>3人 世帯</th> <th>4人 世帯</th> <th>5人 世帯</th> <th>6人以上1人 を増やすと に 加算する 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 消失</td> <td>夏</td> <td>18,300</td> <td>23,500</td> <td>34,600</td> <td>41,500</td> <td>52,600</td> <td>7,700</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>30,200</td> <td>39,200</td> <td>54,600</td> <td>63,800</td> <td>80,300</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上 浸水</td> <td>夏</td> <td>6,000</td> <td>8,000</td> <td>12,000</td> <td>14,600</td> <td>18,500</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,700</td> <td>12,600</td> <td>17,900</td> <td>21,200</td> <td>26,800</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 を増やすと に 加算する 額	全壊 全焼 消失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700	冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000	半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500			
区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 を増やすと に 加算する 額																																				
全壊 全焼 消失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700																																				
	冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000																																				
半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600																																				
	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500																																				
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者（世帯単位）	・修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費	災害発生の日から1か月以内 （ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	・居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 ・1世帯当たり567,000円以内 ・実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。	・対象世帯の適正な把握、修理箇所の確認（居室、炊事場及び便所等日常最小限度の部分） ・工事請負契約の締結 ・完成検査の実施																																						
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護	災害発生の日から14日以内 （ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	・救護班（原則とする。）使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ・施術者協定料金の額以内 ・患者等の移送費は別途計上	応急的処置であること。原則として救護班の診療を受けさせること。病院又は診療所との連絡																																						
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）	助産の範囲 ・分べんの介助 ・分べん前分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	分べんした日から7日以内 （ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	・救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ・助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額 ・妊婦等の移送費は別途計上	・原則として救護班の診療を受けること。 ・産院又は一般の医療機関でも差し支えない。																																						
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校）の小学部児童を含む、以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育学校の中等部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）	・教科書 ・文房具 ・通学用品	災害発生の日から （教科書）1ヶ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内 （ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	・教科書代 小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材実費 ・文房具費及び通学用品費次の金額以内 小学校児童1人当たり4,200円 中学校生徒1人当たり4,500円 高等学校等生徒1人当たり4,900円 ・備蓄物資は評価額 ・入・進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。	・児童生徒の確実な人員把握 ・教科書の確保に努める。 ・教材については、県、町教育委員会に届出又は承認を受けたもの																																						
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	捜査のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等	災害発生の日から10日以内 （ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	・当該地域における通常の実費 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上 ・災害発生後3日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。																																							

救助の種類	対 象	対象経費	期 間	実施基準	留意事項
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗淨，縫合，消毒</li> <li>・一時保存</li> <li>・検案</li> </ul>	災害発生の日から10日以内 （ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗淨，消毒等 1体当たり3,400円以内</li> <li>・一時保存 既存建物は通常の実費 既存建物以外1体当たり5,300円以内</li> <li>・ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。</li> <li>・検案 救護班以外は慣行料金の額以内</li> <li>・輸送費，賃金職員等雇上費は別途計上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助の実施機関である県知事，町長（補助又は委任）のみが行う。</li> <li>・死体の処理は救助の実施機関が現物給付として行う。</li> <li>・検案は原則として救護班が行う。</li> </ul>
埋葬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の際死亡した者</li> <li>・実際に埋葬を実施する者に支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・棺（附属品を含む。）</li> <li>・埋葬又は火葬に要する物品（賃金職員雇上費を含む。）</li> <li>・骨つぼ及び骨箱</li> </ul>	災害発生の日から10日以内 （ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1体当たり 大人（12歳以上） 208,700円以内 小人（12歳未満） 167,000円以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の混乱の際に死亡した者であるか確認を行う。</li> <li>・災害のため埋葬を行うことが困難</li> </ul>
応急仮設住宅の給与	住家が全壊，全焼又は流失し，居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者（世帯単位）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整地費，建築費，附帯工事費，労務費，輸送費，建築事務費</li> </ul>	災害発生の日から20日以内着工 （ただし厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準面積は平均1戸当たり29.7㎡（9坪）であればよい。 また実情に応じ，市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。</li> <li>・限度額1戸当たり 2,621,000円以内</li> <li>・供与期間 2年以内</li> <li>・県外からの輸送費は別枠とする。</li> <li>・同一敷地内におおむね50戸以上設置した場合は，集会等に利用するための施設を設置できる。（規模，費用は別に定めるところによる。）</li> <li>・賃貸住宅の居室の借上げを実施し，これらに収容することができる。（費用は別に定めるところによる。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象世帯の適正な把握（前年中の課税標準額等に基づく検討）</li> <li>・住宅の設置場所，建設用地の選定，確保</li> <li>・業者との工事請負契約の締結</li> <li>・完成検査の実施（建築技術者の検査を受ける。）</li> </ul>
輸送費及び賃金職員等雇上費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の避難</li> <li>・医療及び助産</li> <li>・被災者の救出</li> <li>・飲料水の供給</li> <li>・死体の捜査</li> <li>・死体の処理</li> <li>・救援用物資の整理配分</li> </ul>		救助の実施が認められる期間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域における通常の実費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各救助の種目により異なる。</li> </ul>
実費弁償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者</li> </ul>		救助の実施が認められる期間以内	（日当1人当たり） <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師，歯科医師，薬剤師</li> <li>・保健士，助産士，看護師</li> <li>・土木技術者，建築技術者</li> </ul> 県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。ただし，当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は，市町村（市町村の一部事務組合を含む。）の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額  <ul style="list-style-type: none"> <li>・大工，左官，とび職</li> <li>・県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価を考慮して知事が別に定める額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外勤務手当及び旅費は別に定める額</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内</li> </ul>	

11-2 指定（登録）文化財一覧

	種別	区分	名称	所在地	指定年月日
国 指 定	記念物	特別天然記念物	屋久島スギ原始林	屋久島	昭和 29. 3. 20
	記念物	天然記念物	アカヒゲ	屋久島	昭和 45. 1. 23
	記念物	天然記念物	オカヤドカリ	屋久島	昭和 45. 11. 12
	記念物	天然記念物	カラスバト	屋久島	昭和 46. 5. 19
	記念物	天然記念物	アカコッコ	屋久島	昭和 50. 2. 13
	記念物	天然記念物	エラブオオコウモリ	屋久島	昭和 50. 2. 13
	記念物	天然記念物	イイジマムシクイ	屋久島	昭和 50. 6. 26
	記念物	天然記念物	ヤクシマカワゴロモ生息地	一湊川・白川	平成 22. 8. 5
県 指 定	記念物	史跡	泊如竹の墓	安房	昭和 36. 8. 16
	民俗文化財	無形	屋久島の如竹踊り	安房	平成 18. 4. 21
町 指 定	記念物	天然記念物	スナヅル	栗生西宮原	昭和 45. 11. 16
	記念物	天然記念物	ツキイゲ	栗生西宮原	昭和 45. 11. 16
	記念物	天然記念物	メヒルギ	栗生満泊	昭和 45. 11. 16
	記念物	天然記念物	カンノンチク	平内大山	昭和 45. 11. 16
	記念物	天然記念物	ボンカン原木	平内	昭和 45. 11. 16
	記念物	天然記念物	モダマ	安房城山	昭和 45. 11. 16
	記念物	天然記念物	ヒリュウシダ	原	昭和 45. 12. 19
	記念物	天然記念物	テンバイ	小島	昭和 45. 12. 19
	記念物	天然記念物	ガジュマル	中間上町	昭和 45. 12. 19
	記念物	天然記念物	ウミガメとタマゴ	栗生海岸	昭和 46. 5. 24
	記念物	天然記念物	キイレツチトリモチ	尾之間	昭和 48. 3. 8
	記念物	天然記念物	ヤッコソウ	小島	昭和 48. 3. 8
	記念物	天然記念物	枕状溶岩	田代川河口	昭和 48. 3. 8
	記念物	史跡	檀那墓	宮之浦	昭和 48. 5. 7
	有形文化財	古文書	楠川区有文書	宮之浦	昭和 48. 8. 20
	有形文化財	絵画	涅槃図	宮之浦	昭和 52. 3. 5
	民俗文化財	無形	なぎなた踊り	麦生	昭和 55. 3. 31
	民俗文化財	無形	湯泊笠踊り	湯泊	昭和 56. 9. 30
	民俗文化財	無形	楠川盆踊り	楠川	平成 26. 1. 1
	記念物	史跡	如竹掘	安房	昭和 56. 9. 30
記念物	史跡	宮之浦城ヶ平城跡	宮之浦	昭和 63. 4. 26	
民俗文化財	有形	栗生共同墓地	栗生	平成 3. 3. 31	
有形文化財	歴史資料	日蓮宗祖師等供養塔婆	永田字瀬戸ノ上	平成元年 4. 1	
有形文化財	工芸品	顕寿寺梵鐘	永田字下宇都	平成元年 4. 1	

	種 別	区 分	名 称	所 在 地	指定年月日
町 指 定	有形文化財	考古資料	本蓮寺鏝口	楠川字門前	平成元年 4. 1
	有形文化財	歴史資料	道本銘供養塔	宮之浦字後野釈迦堂	平成元年 4. 1
	有形文化財	歴史資料	法華經三千部供養塔	宮之浦字寺山	平成元年 4. 1
	有形文化財	歴史資料	島津義久第七回忌供養塔	宮之浦字寺山	平成元年 4. 1
	有形文化財	建造物	正徳五年銘石灯籠	宮之浦字寺山	平成元年 4. 1
	有形文化財	歴史資料	益救神社仁王像	宮之浦字水洗尻	平成元年 4. 1
	有形文化財	工芸品	益救神社手水鉢	宮之浦字水洗尻	平成元年 4. 1
	記念物	史跡	牛床詣所	宮之浦字牛床	平成元年 4. 1
	記念物	史跡	天文十七年行善、妙巖銘五輪塔	永田字瀬戸ノ上	平成元年 4. 1
	記念物	史跡	永田嶽神社境内磨崖題目	永田字多々良	平成元年 4. 1
	記念物	史跡	楠川城跡	楠川字折山	平成 7. 11. 21
	記念物	天然記念物	モリヘゴ	楠川字門前	平成 8. 2. 26
	記念物	史跡	西村越前守平時安の墓	平内字大山	平成 10. 6. 26
	記念物	史跡	相良市郎兵衛藤原長政の墓	平内字大山	平成 10. 6. 26
	記念物	天然記念物	クリオザサ	栗生	平成 16. 2. 27
	記念物	天然記念物	オオタニワタリ	湯泊・尾之間	平成 16. 2. 27
	記念物	天然記念物	船行大杉	船行	平成 16. 2. 27
	記念物	天然記念物	ブーフニコス化石群	宮之浦字物ヶ峰	平成 19. 3. 23

### 1 1 - 3 近年の屋久島での主な気象災害

発生年月日	種 別	最大風速	瞬間風霜	総降水量	日降水量	1h降水量	備 考
H1.7.27	台風	20.9					台風11号 道路決壊
9.19	台風	16.9	43.7	41.5	41.5	13.5	台風22号 19日屋久島の北西海上を北上 負傷者(1)、道路決壊(1)、河川港湾(3)等
H2.2.21~24	低気圧			438.0	271.5	45.5	崖崩れ(1)、河川の氾濫(10)、 道理決壊(1)、橋梁損壊(1)
H2.3.1	集中豪雨			296			護岸決壊(4)、排水路決壊(4)
4.10~13	低気圧			457.0	212.0	102.0	河川氾濫(5)、道路損壊(5)等
6.8~9	前線			385.5	257.0	57.5	家屋の浸水(35)、道路損壊(2)
9.16~20	台風	24.1	39.4	167.0	94.0	16.0	台風19号 住宅損壊(21)、河川港湾(9) 船舶被害(1)、農作物被害等
9.28~1	台風	18.0	41.4	124.0	116.0	43.5	台風20号 負傷者(2)、家屋浸水(8) 住宅損壊(8)等
10.6	台風	29.4					台風21号 住家一部破損(5)、農作物被害
11.29	台風	29.7					農作物被害
H3.6.21	前線						道路決壊(5)
8.21	台風						台風12号 道路決壊(6)、河川氾濫(1) 船舶被害(1)
9.27	台風						台風19号 農作物被害
H4.4.8~10	低気圧			237.5	230.5	51.0	道路損壊(1)
8.7~8	台風	16.0	37.7	207.0	156.5	31.0	台風10号 負傷者(1)、住宅損壊(37) 農作物被害等
8.17~18	台風	16.9	28.4	28.5	18.5	10.0	農作物被害
H5.6.12~7.8	前線						河川氾濫(1)
7.16~20	前線						畑一部流出
8.9	竜巻						住宅損壊(1)、非住家損壊(2)
8.9~10	台風	16.1	42.5	183.0	138.0	25.0	台風7号 住宅損壊、道路河川、農作物等



発生年月日	種別	最大風速	瞬間風霜	総降水量	日降水量	1h降水量	備考
H5.9.2～3	台風	21.6	55.4	212.5	183.0	64.0	台風13号 住宅全壊(4)、住宅半壊(29) 住宅損壊(1381)、道路損壊、公共施設等
11.10～11	前線			291.5	261.5	110.5	床下浸水(30)、道路護岸決壊(3)等
H7.6.12～14	前線			229.5	222.0	36.0	道路決壊(1)
8.12～13	台風	18.6	36.6	151.0	136.5	25.0	台風14号 電話一部不通
10.9～10	台風						床下浸水(12)、道路決壊(9)、河川氾濫(2)
H8.4.30	大雨			116.5			床上浸水(1)、道路決壊、
7.17～18	台風		57.4				台風6号 住宅半壊(3)、住宅損壊(58) 床下浸水(30)等
8.12～14	台風		30.5				台風12号 住宅損壊(3)
9.27～10.1	台風						台風21号 床下浸水(60)
H9.6.27～28	台風		29.2				台風8号 農作物被害
9.14～16	台風		37.9	315			台風19号 住宅損壊(14)、床上浸水(2) 床下浸水(175)
H10.6.13～14	前線			137.5			農業用施設
7.16	前線			217.0			農業用施設
7.18～19	前線			257.0			農業用施設、道路決壊
9.18～19	台風						台風6号 農業用施設、公共施設 農作物被害等
H11.6.12～13	前線			230.0			床下浸水(1)、農業用施設、道路決壊等
7.26～27	台風		29.1	140.0			農業用施設
9.23～24	台風		31.3	58.0			公共施設
H12.6.4～5	前線			180.0			公共施設
8.1	前線			128.0			公共施設
H13.4.28～30	大雨			466.0			林道決壊
8.19～20	台風		34.5	125.5			公共施設(春田浜)
9.2	大雨			184.0			床上浸水(6)、床下浸水(30)、農林道決壊
10.17	台風		40.4	79.5			農作物被害

発生年月日	種 別	最大風速	瞬間風霜	総降水量	日降水量	1h降水量	備 考
H14.6.10	台風		27.4	14.5			農作物被害
6.20～21	前線			279.5			農業用施設、その他公共施設
7.15	台風		37.4	75.5			台風7号 住宅全壊(1)、住宅損壊(19) 文教施設、農業用施設、道路決壊等
7.25	台風		22.0	127.5			台風9号 住宅損壊(1)、道路決壊等
H15.5.30～31	台風		28.0				台風4号 住宅半壊(1)、住宅損壊(3) 農作物被害
8.7～8	台風						台風10号 農林水産業施設等
H16.6.10～11	台風		29.7	307.0			台風4号 農作物被害、農業用施設等
6.20	台風		40.7	58.5			台風6号 農作物被害
8.29～30	台風		41.9	225.0			台風16号 農作物被害、農業用施設等 住宅半壊(3)、住宅損壊(39)、床下浸水
10.19～20	台風		36.3	192.0			台風23号 農作物被害、農業用施設等
H17.2.1	暴風		28.1	13.5			農作物被害
5.1～2	豪雨			105.0			林道決壊(1)
6.17～24	前線						農地、農業用施設等
9.4～7	台風		51.8	369.5			台風14号 住宅損壊(1)、床下浸水(3) 道路決壊(6)、河川港湾(8)
H18.5.26～27	前線						農業用施設
9.5～9.6	前線						農業用施設
H26.8.3	噴火						口永良部島新岳
H27.5.29	噴火						口永良部島新岳(全島避難)